

『青山史学』四十一号正誤表

頁・段（上段・下段）・行	誤	正
三一頁・上段・一七～一八行	『盛岡藩家老席日誌』	『南部藩家老席日誌』
一九六頁・下段・七行	紙上内臓	紙上内蔵
二五二頁・下段・一三行	Nステ	Nスぺ
二六二頁・下段・五行	生死と分けた場所	生死を分けた場所

「雑書」がない！

—「盛岡藩家老席雑書」考—

はじめに

歴史学は、過去に実際に発生した現実を相手に、確実な証拠に基づいた実証主義に基づく厳しい学問である。文献史学の場合、研究者はまず文献史料、すなわち文書、記録、編著をも加えた広い意味での「古文書」をあてにする。その内容は千差万別で、すべてを無条件に研究に利用できるわけではなく、史料批判を行い適切に用いることが求められる。

盛岡藩や同藩主南部家に関連する大名文書が収蔵されている岩手県盛岡市のもりおか歴史文化館に、「雑書」と呼ばれる記録が所蔵されている。同館では二〇二二年（令和四）一月一九日から三月一四日まで、企画展「雑書の世界 家老が書き残した盛岡藩」を開催した。「雑書」翻刻本刊行が完了することを契機に、館の中心的な所蔵資料のひとつである「雑書」そのものに光を当て、「雑書」とはなにか、そしてその記録主体とされる家老という役職の紹介、さらに史料の内容紹介や、同藩における他の藩政記録との比較などから多角的に分析を加え、一般観覧者にも古文書という地味な展示品への興味を抱かせるという観点から工

夫された展示となっていた。⁽³⁾

「雑書」という史料を理解するためには、大名である南部家に伝わってきた古文書のなかに占める位置づけを知る必要があるが、この展覧会が行われるまで、刊行が進められているにもかかわらずその検討は十分だった。たとえば、本格的な「雑書」の「解題」、つまり、書物の著者、成立、出版年月、体裁、内容、他に与えた影響などについて要点を解説する文章が、翻刻された『雑書』において十分に書かれなかったという指摘が以前なされたことがある。⁽⁴⁾ 当該史料の内容紹介といった趣の本が現れたが、⁽⁵⁾ 十全な解題を管見では見いだし得なかったことも事実である。この企画展では、学芸員が収蔵庫に籠り、丹念に一冊ずつ大きさと厚さを計測するという丹念な作業を行った成果が反映され、作成理由、保管状況、残存理由、現在の文書構成における当該資料の位置づけ、他の藩政史料との内容比較などにも目を配り、あたかも目で見「解題」のように仕立てるといった画期的な展示が行われた。

さて、「雑書」は、盛岡藩の家老席日誌とされる。盛岡藩領、さらに

千 葉 一 大

は近世北奥地域を題材とする研究で活用され、また筆者も資料選択に係した『青森県史』資料編近世1・4（青森県、二〇〇一・二〇〇三年）においても多数の記事が採用されるなど、地域の歴史を語る上では必要不可欠な史料である。しかし、本来歴史学においてなされるべき当該史料の形成過程などの批判的検証は行われず、盛岡藩政の中枢部局の日誌であることや、豊富な内容が記される点のみに価値を見いだし、その記述内容を絶対視してきた感がある。

本稿は、二〇二二年三月一三日にもりおか歴史文化館において行われた当該企画展の関連講座「雑書がない！」の講演原稿を元に、二〇二一年二月一八日に盛岡市中央公民館で開かれた令和二年度盛岡市中央公民館講座「雑書でみる盛岡」第二回での講演「『雑書』は何を語るのか——盛岡南部家史料の世界——」の内容も加えて加筆したもので、以下、

①盛岡藩の家老席の日誌とされる「雑書」とはいかなる史料か？

②「雑書」をはじめとする藩の記録は、いかなる理由で作成、また保管されたのか？

③「雑書」が欠けた年の藩政記録は本当に「ない」のか？

④廃藩置県（明治四年、一八七二）によって藩が消滅して以降、「雑書」などの藩政記録は、いかにして現在に伝わってきたのか？

という観点を軸に据えて、以後の論旨を展開する。⁶⁾

一 「雑書」とはなにか

「雑書」は寛永二二年（正保元年、一六四四）三月に起筆され、天保

一一年（一八四〇）一二月に擲筆されている。その最初の記事は、寛永二二年三月一四日、藩主南部重直が参勤のため、盛岡を「今朝巳刻御立、御上江」（今朝巳の刻に御出立、江戸に上られた）というものである。起筆以前の藩成立期に藩内で記録が作成されていたかは明らかにできない。しかし、後述する「書留」として知られる記録の記事が、寛永二二年（正保元年）から本格的に見えること、それ以前は作成当時存在した史料の引用による記述であることから、少なくとも「雑書」起筆以前には、本格的な藩政記録が存在しなかった可能性がある。

参勤交代が藩の記録を起筆する契機となったのは、他藩にも事例がある。⁷⁾ 現存する「雑書」が藩主の盛岡出立の日から唐突に記載が開始されたのは、逆に藩主不在をきっかけにして領内の政務に関する記録を取り始め、その措置の有用性が認識されたため、その後も継続することになった可能性を考えることができる。

「雑書」の形態は冊子体で、概ね一年一冊としてまとめられているが、記載期間末期には一年に二冊に及ぶときもあった。つまりただ記載内容が膨れ上がったということ、または後に述べるように膨大な記事内容を精査しない段階のまま残されたとみられる。現在、もりおか歴史文化館に保存されている「雑書」の数は一九〇冊である。

既述の通り、「雑書」は盛岡藩の家老の日誌とされている。盛岡藩の役職について残された資料は乏しく、家老という仕事の内容についても、盛岡藩士であった星川正甫の「公国史」官職志の簡略な記述に頼らざるを得ない。それによれば、定員は特に定まっておらず、その職責

は、「衆務を統理して国家の成敗を惣判」、すなわち役人の勤めを束ね、藩の政治を判断する責任を負う立場にあった。

古文書学上、後々の備忘のために日々のできごとを記録する目的で記された文書を指して「記録」または「古記録」という。前近代の記録は大きく公人・公的組織が職務について記録した「公日記」と、私人が日常身辺の記録として残した「私日記」に分かつことができる。^⑨上野秀治氏の整理によれば、旧大名家の史料（大名文書）に含まれる記録（日記）類は、藩主やその家族、または編纂事業等によって収集された藩士を記主とする私的な性格を持つものと、藩政機関による職務日誌や藩主が幕府の役職に就任していた際の日記類などの公的性格を持つものとは大きく分けられる。前者を「私日記」、後者を「公日記」と位置づければ、「雑書」の性質は明らかに後者に属することになる。

「雑書」の表紙は、外題を直接表紙に書き込む「打ち付け書き」で、その大部分が中央に「雑書」と大書し、表題の右脇には年記が、左脇には記載の時期が記されている。

刊行された『雑書』には種々の表題が付されている。一九八一年に雄松堂マイクロフィルム出版がマイクロフィルムで発売した際には『盛岡藩家老席日誌』という題が付された。盛岡の熊谷印刷出版部が初めて活字化した際には『盛岡藩雑書』とされた。現在の版元に移ってからは『盛岡藩家老席日記 雑書』と呼ぶようになっていた。出版社の営業方針によるものだろうが、同一史料の刊行に統一的な書名が付されないのは、論文の出版記載や図書館のレファレンス業務などで混乱を引き起こ

「雑書」がない！

しかねない。一方、戦後に入って史料として「雑書」を所蔵した岩手県議会図書室、盛岡市中央公民館の目録名は一貫して「雑書」となっているが、実は現在「御用人所雑書」「御側雑書」「奥雑書」と呼ばれる史料群がある。それぞれが盛岡藩の異なる部局が作成したもので、単なる「雑書」と資料名を書くだけでは誤解を招く可能性がある。^⑩

藩政の他部署の記録において、「雑書」を「老中雑書」と記載した例^⑪が見受けられるが、明治時代後期に行われた盛岡藩史編纂事業に関する史料には、「雑書」を右のように「御用之間雑書」と明記したものがあ

【史料1】南部藩史々料書抜調査書^⑫

南部藩史々料書抜調査書

一、六百八十年間（建久二年光行公糠部二御入国ヨリ明治三年利恭

公藩籍奉還マテ）

一、貳百貳十七年間（正保元年雑書ノ創始ヨリ明治三年マテ）

内百七十六年間（正保元年ヨリ文政二年マテ、即チ御用之間雑書調成アリシ分）

五十一年間（文政三年ヨリ明治三年マテ、即チ御用之間雑書未成横帳覚書ニテアリシ分）

（カッコ内の原文は割り注。太字部分とあわせて筆者による。）

「公国史」官職志によれば、「御用之間」は別名を「御席」ともいい、家老をはじめ、盛岡藩で時に家老の上位に置かれた御席詰・大老、家老と同格の地位を与えられた家老並・家老格、さらに見習いである家老見

習らの諸役を含む藩首脳部の執務室で、文書の文案を起草し書記役を務める物書頭と御物書、雑用係の給仕も詰めていた。またこの藩史編纂事業によって作成された「藩史草稿」に含まれる、「二八代重直公 乙部藩史草稿」の寛永二十一年条には、「是ヨリ以後ノ記事ハ歴代ノ表御用部屋^{老臣ノ詰ノ間}日記、所謂雑書ナルモノ伝ヘテ今ニ存ス」とある。「老臣ノ詰ノ間」たる「表御用部屋」とは記載内容から「御用之間」と同じ部屋であろう。藩史編纂関係者には、南部家の家職や旧藩士たちも含まれており、彼らが「雑書」を「御用之間雑書」と認識し呼称したところを見ると、この史料は家老の執務室「御用之間」（表御用部屋）の記録と見なすのが至当だろう。本稿では以後この「雑書」を最近の慣例同様「盛岡藩家老席雑書」（「家老席雑書」として紹介するが、今後同史料の書誌的研究が進展する中で、藩政時代に呼ばれていた「老中雑書」や、旧藩士たちの認識を重んじ「御用之間雑書」などと呼称を変更することがあっても良いだろう。

この「家老席雑書」は、日々の行動や事件を書き継ぐ「日次記」の体をとっている。詳細にわたる記載内容を簡単にまとめきれないが、目安として、郷土史家太田孝太郎¹⁾が自ら「家老席雑書」を抜萃したものの目録から【表1】をまとめた。ここからも記事内容の多様さは明らかだが、そもそもこの抜粋自体、太田が自分の興味を引く内容について行ったものであるから、当然ながら彼の嗜好が強く、これ以外にも豊富な内容が含まれているというまでもない。

「家老席雑書」の記載は、草書体（くずし字）、漢字仮名交じりの変体

【表1】太田孝太郎による「家老席雑書」の内容分類

大分類	中分類	小分類
1 信仰	神道	参宮、神馬、大麻、拔参
	仏教	虚無僧、在庁、修験、念仏
	切支丹	病死、逃走、訴人、拷問、雑
	社寺	神社（岩鷲山、稻荷、尾崎、八幡宮、早池峰）、仏閣（広福院、五百羅漢、聖寿寺、松岩軒、大日堂、仁王堂、遍照光院）
	雑	雫（あまごい）、絵馬、神楽、祈禱、護摩執行、牛王、邪法、船霊、疱瘡神、守札、流鏑馬
2 諸芸	能楽	能楽、狂言、囃子
	狂言	
	囃子	
	歌謡	謡、浄瑠璃
	茶道・香道	茶道、香道
	書道	
3 生活	衣服	
	飲食	菓子（おこし、草餅、砂糖、粽）、献立、牛乳、煙草、茶、豆腐、濁酒、振舞
	居宅	家屋、瓦葺、畳葺、侍屋敷、蔀、他国人住居
	調度	折敷、下駄、大縄、犂、元結
	器物	
	遊戯	操、踊、笠懸、輕業、かるた、蹴鞠、競馬、鹿狩、七軒丁、獅子踊、相撲、草鹿、鷹狩、竹田からくり、鉄砲野、鳥討、博奕、八人芸
	行事	元日、門松、具足餅、しめ縄、七夕、筒立祝儀、年縄、七草、盆、水祝儀
	雑	市日、髪、口切茶、芝居、大服茶、眉
4 行政	戸口	
	官制	勘定所、会所、五代官所、下御台所

大分類	中分類	小分類
4 行政	職制	御物頭、家老、勘定頭、肝煎、具足師、検断、小走、御用達、五人組、作事方、側頭、大老、代官、鷹師、鉄砲師、名主、奉行（戔奉行、漆掻奉行、植木奉行、居繕奉行、御蔵奉行、追馬奉行、御末奉行、勘定奉行、金山奉行、金奉行、鍛冶奉行、瓦焼奉行、銀山奉行、切支丹改奉行、雉子追鳥奉行、検地奉行、米留奉行、木挽奉行、材木奉行、薬園奉行、寺社奉行、宗門奉行、振駒奉行、代物奉行、大工奉行、道規奉行、塗師奉行、破損奉行、船繕奉行、船（船）奉行、榎奉行、町奉行、道奉行、舩奉行、山奉行、築奉行、鑄奉行）、賄頭、賄方、目付、祐筆、老中
	法令	被仰出書、禁制、俵約令、高札、百姓、服忌令、船法度
	租税	今高、運上（船、海、川、木材、魚、雑）、口銭役、歩付、役金、礼金
	検地	検地、検見、出目
	封禄	蔵米、身帶所務借上、封禄高
	度量	度量、升
	銭貨	金錢、銭札、鑄銭
	規式	江戸留守、江戸御供人数、参勤、正月御礼、巡見、年男、初鮭・二番鮭、初鰯、門通行規約
	消防	法規、人事
	雑	囲穀、廻米、穀留、御用金、城米、捨馬、相続、船改、舩、雑
5 産業	農業	飢饉、草刈、新田、米穀
	林業	山林、鹿料、杉、朝鮮松、留山、春木、檜、檜山、木材
	牧畜	売馬・買馬、馬改、馬（雑）、牛、振駒
	鉱業	金山、銀山、砂鉄、砂金、銅山（尾去沢、川尻、沢内、白根、三戸、四角岳、煤孫、仙人、立石、北ノ又、不老倉、髮綿、槇山、鶉（鶏村）山、水沢、狼倉）、廻銅、銅山（雑）、鉛山
	漁業	網子、居鰯舟、川狩、着船、瀬主、引網
	物産	油、鮑、麻、漆、塩硝、黄精、黄連、紙、皮類、かたくり、釜、魚油、鯨、くんろく香、昆布、酒（値段、雑）、鮭、塩、紫根、鹿皮、瀬戸物、鰯、油、粒油、鉄、紅花、豆、柁、真綿、木綿、硫黄、雄黄、百合、蠟、蠟燭、椀、箔椀、綿
	雑	瓦、瓦焼、桑、酒屋、産物御用留、職人、塩釜、漁獵、塗師、船大工、筆問屋、蒔絵屋、養蚕、獵師、獵船、椀師
6 商業	商業	鬻、質・質屋、通判、無尽、利足
	金融	
7 交通	陸運	青駄、一里塚、江戸道中、伝馬、道中定目、通手形、並木、配符、飛脚、役馬
	水運	川舟、上方船、商船、伝馬船、艀、船御判、船運賃、船（雑）、弁才船、北国船、松前船、与板船
	雑	
8 災害	天災	旱魃、地震、津波、風雨、洪水（全領内、岩手、大槌、鹿角、雫石川、三戸、丹藤川、稗貫、宮古、盛岡、和賀）
	火災	領内（荒屋新町、岩泉、異国間、鬼柳、大畑、小友、金田一、黒沢尻、鯨ヶ崎、毛馬内、五戸、沢内、三戸、七戸、浄法寺、雫石、田名部、土沢、野辺地、花巻、箱石、日詰、巻堀、宮古、盛岡）、領外（江戸屋敷）
9 人名	藩内	阿部友之進、逸産宗米、沖弥市右衛門、太田左太夫、帷子多左衛門、鴨沢与右衛門、釜屋五郎八、北九兵衛、北川新左衛門、栗山大膳・雖失、国友甚五兵衛、小菅新助、斎藤三平、下田三蔵、新藤次郎兵衛、宗悟和尚、足沢左十郎、大道生安、照井善右衛門、南部利視、中河屋利平、服部孫四郎、藤根清七、鞭牛、松川藤四郎、前川善兵衛、三浦可春、三浦道悦、美松長門、森休印、黙説、山田伊豆、横沢兵庫、渡辺益庵
	藩外	栗山大膳、京極丹後守、新宮涼庭、田中清六、中村玄悦、丹羽正伯、本多与一郎、麻斤、方長老（無方規伯）、山口清六、遊行上人
10 動植物	動物	犬、猪、鶉、狼、臘腸猪、鴨、雁、鳥、雉、熊、鯨、鹿、鷹、鶴、白鳥、隼、菱喰、豚、羚羊
	植物	栗、人参、稗、枇杷、蜜柑、林檎
11 雑載	事件	蝦夷地、朝鮮人、難船、百姓一揆、漂流
	人事	欠落、敵対、孝行、人身売買、捨子、遊女
	地理	絵図、夷塚、津志田、盛岡城
	雑	夷狄、鐘、鑑札、系図、稽古所、下馬札、言語、けんとい屋、講談、郷村帳、五重塔、座頭、諸士、証文、炭、他領人、質銀、鉄砲、土木、俳諧連歌、橋供養、武芸、奉公人、疱瘡、薬園、薬草、龍眼肉

太田孝太郎「雑書抄索引」（もりおか歴史文化館蔵）により作成

漢文で記載されるが、体裁が整うと、毎年正月元日条の前に、その年当初時点の家老など「御用之間」に詰める藩政執行部首脳の氏名が列挙され、それに続く正月三が日、ないし松の内は、楷書体で記載されるようになる。正月期間以外の記載は、まず日付の記載があり、日付の下にその日の天候、さらに当日出仕した家老名（通称での記載）、本文と続く。日付は月日が記されるが、例えば「八月」とせずに「八朔日」とか「八ノ朔日」などと記すことが多い。日によって月の記載を省略することもある。天候記載は時を追って天候の推移が細かく記載されたり、その日体感した地震などの状況が記載されたりすることもある。特に地震の記載は、「過去の時空間の一定の期間、一定の位置に置かれた体感地震計」の役割を果たす記録の一つと評され、江戸時代の災害史研究上でも貴重な史料とされている。¹⁵ 本文はいわゆる「一つ書き」で記載されるが、その日に処理事項がなければ記載がないこともある。記載内容・分量は日によって、また「家老席雑書」が江戸時代前期なのか、後期なのか、といった記載時期によっても違いがある。

二 失われた「記録」、残された「記録」

(ア) 「雑書」は欠けている

現在「家老席雑書」は一九〇冊の存在が確認されているが、明治後期に編纂された南部家歴代の家史で、盛岡藩政史研究の基礎的文献として今でも用いられる『南部史要』¹⁶所収の「引用参考書目」では、「家老席雑書」に該当する「御用間雑書」が一九九冊存在したと記されている。

一〇年ほど経つ間に「家老席雑書」は九冊失われた。すなわち「家老席雑書」には欠けている巻、闕（欠）本が存在するのである。

「家老席雑書」の闕本は、藩政時代既に生じていたことが次の史料から明らかである。

【史料2】「歴代御記録 養源院様御代」四 宝暦一四年三月二日条

一、明暦一・三年、万治四年雑書闕卷二付、平沢文助義、桜庭丹波先祖御役勤中書留有之段及承、写取候而、此度差上候付、是又入

御覧候上、雑書役之者江相渡、有来候御留書一所二入置候用申付、御物書頭共江相渡之、

【史料2】は歴代藩主の施政における重要なできごとに関する記事で、藩が編年でまとめた史料の中に見える記事で、宝暦一四年（一七六四）三月の段階で、明暦二年（一六五六）・同三年・万治四年（寛文元年、一六六一）分が失われていたことが明らかとなる。その後大正四年（一九一五）に南部家が作成した「大正四年七月調製 旧記類并絵図目録」によれば、承応四年（明暦元年、一六五五）、明暦三年、万治二年（一六五九）、万治三年（一六六〇）、寛文四年（一六六四）、貞享三年（一六八六）、貞享五年（元禄元年、一六八八）、享保一一年（一七二六）、宝暦四年（一七五四）、文政六年（一八二三）、文政一三年（天保元年、一八三二）の計一一年間分が闕本になっており、さらに大正八年の「圖書並旧記目録」では、それらに加え、文政五年（一八二二）分も喪失している。¹⁷

今回もりおか歴史文化館で開かれた企画展に際して、展示担当の学芸

員熊谷博史氏が改めて確認したところ、現在は、承応四年、明暦三年、万治二年、万治三年、寛文四年、貞享三年、貞享五年、享保一年、宝暦四年、文政三年（文政六年（一八二〇）一八二三）、文政一三年の四年間分の「家老席雑書」が失われている。このうち文政一三年には、別の記録「家老席覚書」が残存している。大正から現在に至るまでの間に何らかの理由でまた二冊関本が増えたことになる。¹⁸このように関本が生じたことで、物理的に「雑書」がない事態が生じたのである。

さらに「家老席雑書」のなかには、一年間の記述が完全に揃っていない巻も六年分存在している。¹⁹原因として、年月を経る中で、害虫の害による虫損、雨漏りなどの水損、経年による破損・欠損等の保存上の物理的問題が可能性として考えられる。

盛岡藩も記録が失われたことをそのままにしていたわけではない。**【史料2】**によれば、先ほど見た宝暦一四年段階の関本を補うために、藩士の平沢文助が重臣桜庭家に当時家老を務めていた先祖の日記が残されていることを知り、それを写し取り提出した。この日記の写は藩主南部利雄が目を通したうえで、家老に下げ渡され、さらに家老から物書頭に、「雑書役」の者に渡し、これまで保存してきた留書と一緒に保存するよう指示された。この時期「雑書役」なる役人が存在し、「家老席雑書」の管理を行っていたことがわかる。

また、後に触れる「書留」や「御家被仰出」という藩政史料の古い時期の記事には、明暦・寛文年間に家老を勤めた奥瀬善定の職務日誌である「奥瀬内蔵助（治太夫）善定日記」「奥瀬内蔵助在府日記」²⁰や「寛文

「雑書」がない！

二年御在府日記」「寛文三年御在府日記」「江戸御用之覚書」「御用状」「古御書付之内」といった出典記載が存在している。「家老席雑書」に欠本があったり、十分な記事内容ではなかったりした場合、編纂時に残存していたこれらの記録や文書の記述から、藩の他の記録や家臣の日記などから欠を補い、藩の記録を残そうとする姿勢がうかがえる。

（イ）記録は存在した

―貞享三年岩手山噴火に関する藩政記録の発見―

E・H・カーは、歴史はたくさんピースが欠けているパズルのようなもので、欠けた一つ一つのピースが埋まらないために、完全な形を復元することが難しいと述べた。²¹盛岡藩政史の研究上も、「家老席雑書」に関本が生じたことで明らかにならない部分があり、その最たるものとして、寛文四年（一六六四）に藩主が跡継ぎを定めずに死去したことで生じた動揺を知ることができないこと、そして、貞享三年（一六八六）の岩手山噴火の状況である、とされてきた。²²

しかし、これらに関する記録は、現存する藩政史料の中に存在している。取り上げる主題に関わる該当年の「家老席雑書」が失われたというだけで、他の藩政記録に記述があるのに、過去の論者によって「ない！」ことにされ、後進の者が納得してしまっている、というだけの話である。

「家老席雑書」が欠ける前に藩の手により抜き書きされたと考えられる藩政記録がもりおか歴史文化館に存在している。それらは、現在の目

録名では、歴代藩主ごとの「歴代御記録」、法令をまとめた「公儀被仰出」(幕府法対象)と「御家被仰出」(藩法対象)、南部家の吉事・凶事をまとめた「吉凶諸書留」、寺社関係の記事をまとめた「寺社」、司法関係の記事をまとめた「刑罪」、藩の人事案件をとりまとめた「人事書留」、幕府から盛岡藩に永預となった御預人に関する記録「御預人」、盛岡城の普請に関する記録「御城廻御普請」、蝦夷地派兵の記事などを集めた「仙台湾輕境論記録」⁽²³⁾「御境松前御加勢」「松前御用」などであり、また、参勤交代、藩主の相続、幕府からの大名課役の負担、文書の発給手続き、幕府への申請、藩士や領内からの伺いごとや願書の扱いなど事項ごとに抜粋したものの総体を現在では「書留」と称している。⁽²⁴⁾これらの留書群は戦前、南部家が藩政文書を盛岡下小路(現愛宕町)の別邸の文庫蔵に保存していた頃は「御記録」と称され、管理されていたことが、先述の大正時代の目録から知られる。

その記述の中から、まず、貞享三年(一六八六)の岩手山噴火を取り上げる。細井計氏は、この噴火について『雑書』が欠本になっているので、ここでは取り上げることができない⁽²⁵⁾と記した。また、伊藤順一氏は、「家老席雑書」という「公的な記録の原本」⁽²⁶⁾がないため噴火の様子は不明であり、後年の「家老席雑書」にこの年に噴火したという記述があるため、噴火は確かな話だとしている。⁽²⁷⁾しかし、伊藤氏のいう「公的な記録」に含まれるべき「御記録」のうち、現在「歴代御記録」という目録名で呼称される史料中に、噴火の様子と、幕府老中に提出するため盛岡藩が作成した書付の内容が記されているのである。

噴火が盛岡城下から確認された当日である貞享三年三月四日の状況は、「歴代御記録」のなかの「大源院様御代」⁽²⁸⁾巻四の当日条にみえる。この記事の内容を以下に紹介する。

この年二月二十九日から曇天が続き、その日の夜中から雪が降り、三月一日・二日も小雪が舞ったという。また二日には時々雷が鳴り、山から雪交じりに激しく吹き下ろす「雪下ろし」という風のように大気が鳴り渡ったという。この日、盛岡を流れる北上川の水が濁り、魚が浮き上がったため、徒の者(馬に乗ることを許されない小祿の武士)に川伝いに見分させたところ、木の根や家財道具が流れていくのが発見された。

三月三日の晩七時過ぎ(現在の時刻に直すと午後四時過ぎ)に雪が晴れると、岩鷲山(岩手山)⁽²⁹⁾の頂上が「焼」けていて、おびただしく黒煙が立っている状態が確認された。日が暮れていくに従い火の色ははっきりと見えるようになり、幅一間(一・八メートル)ほど、長さ一〇町(約一キロメートル)ほどにも及んだという。盛岡城下には灰が多く降り、往来する者も目を開けることができないほどで、夜が深まるにつれ、火の色は朱色に染まり、四日の朝に至るまで見えていたという。夜が明けてからは山に雲がかかったが、雲中に煙が立っているように見えた。藩主南部重信に絵図を作成して状況を披露するため、角懸⁽³¹⁾という所に徒の者を派遣すると共に、江戸にいる嫡子行信の許へは飛脚を出して書付を届けることになった。

おびただしく黒煙が立っているという点、また、盛岡の城下町にまで灰が降ったりしているところを見ると、この記事内容は、岩鷲山が噴火

したということと間違いないものと思われる。

次に同書の同年三月五日条の内容をみよう。当時岩鷲山は山岳信仰の対象で、修験道と強く結びついていたが、ここでは、山の見分に派遣された山伏たちの言上内容が記されている。それによると、山伏たちは三日の晩丑刻（午前一時から三時にかけての間）に柳沢（滝沢村の柳沢新山堂。現在の滝沢市中鶴飼の巖手山神社）に到着して祈禱を始めたが、その間も稲光（稲妻）が強く、山も大きく震動していた。四日朝に一の鳥居から、通常参詣する際に通行する道を通らずに登山し、焼けた場所まで登った。「御八葉」⁽³²⁾の内側が燃え、また大嶽から竜が馬場というところにかけて焼け崩れ、大堀というところの底に崩れたものが堆積していたと記されている。さらに石も焼けただれ、火の色の光明は朱色の如く、岩の底から見えたという。巳の刻過ぎから鳴りが少し静まってきたが、崩れた土砂で麓の太木・大石が押し流され、抜けたり折れたり微塵に碎けていた。山の中腹より上は「雲焼」（火の光が雲に映り、赤く焼けるように見えること）で、はつきり見届けられなかったと述べている。

さらに三月二日条によれば、岩鷲山の「焼」けた様子の絵図・書付は盛岡から江戸に送られ「覚書」の作成が命じられた。右に引用するこの「覚書」は三月二日、盛岡藩の「御用頼」である老中の阿部豊後守正武⁽³³⁾に留守居役の相坂五郎左衛門から提出された。

【史料3】「歴代御記録 大源院様御代」四 貞享三年三月二日条

覚

一、南部大膳大夫城下盛岡、去る二日空曇、雪少々降、雷之様二鳴

「雑書」がない！

申候、同三日城南南之方流申候北上川之水濁、魚など浮流申候、七つ時分空晴、城下西岩鷲山与申山焼、烟立及暮申二随而火氣幅宅間・長サ拾丁程二見得、城下迄灰降申候、

一、同四日之明方迄ハ火見得申候、夜明申候而ハ山江雲懸リ火見得不申候、然共雲之内ハ焼候様相見得申候、

一、右之山江見分之者遣申候処、山より麓之沢江泥水川之様二流申候、未雪多御座候付、火氣二而水多く流申候や、水之流音強聞得申候、灰降震動仕候故、山上ハ見届不申候、此山上少々宛者不斷焼申候得共、今度之様二強く焼申候義無御座候、以上、

三月十二日

右の「覚書」は三箇条からなっており、一箇条目は、盛岡の天候と雷鳴のような音が鳴り渡った様子、翌三日に北上川の水が濁って魚が浮いてきたこと、さらに雪が晴れると岩鷲山が「焼」けており煙が立っていたこと、日が暮れるにつれて山に火が見え、城下に降灰があったことが記されている。二箇条目では、四日の明け方まで火が見え、夜が明けると山に雲がかかり、火は見えなくなっていたこと、ただ雲の中では焼けているように見えたことが記される。さらに三箇条目は、山伏の見聞内容がまとめられていて、山から麓の沢に泥水が川のように流れていたこと、おそらく雪が火によって解けて流れて落ちており、水の音が強く聞こえたこと、灰が降って震動しているため、山の上までは見届けていないこと、普段から山は焼けているが、今回のように強く焼けることはなかったことが述べられる。すなわち、先に見た噴火当日の様子や山伏た

ちの報告を踏まえている。さらに、この時期の岩手山が、普段から「少々宛」「焼」けており、噴火活動が存在していたことがうかがえる。

この書付を阿部正武は受領したが、留守居役に対し、月番老中への届け出は必要ないとの意向を示した。幕府は通常大名の領内のことは大名の支配に任せており、岩手山噴火は幕府が把握して対応すべき広域、かつ大規模災害ではなく、大名・藩の責任において対応すべき問題と判断されたとみられる。³⁴⁾ 阿部は南部家に関係のある自分が了解することにとどめ、罹災届提出の必要はないと判断したと考える。この経緯は、江戸詰の家老漆戸勘左衛門から盛岡に報告されたことが記されている。

以上が、貞享三年の岩手山噴火に関して見いだした盛岡藩の藩政記録の内容である。具体的な内容の記事が藩政記録中に出現したことにより、噴火の様子が藩政の公的記録に存在しないという従来の見解は否定された。また、「御記録」が先に述べた性質の史料であるならば、現在「歴代御記録」と称される記録に記されている内容は、「家老席雑書」等の藩政記録から抜粋・引用されたものである。

伊藤論文の指摘にあるように、三月一二日の書付は、後世に編まれた編纂物に引かれており、伊藤氏はそちらを参照したが、実は「御記録」のものとは文字や内容が微妙に異なっている。噴火直後の様子については、後世に様々な文献を集めて記された編纂物や、数十年のちの「家老席雑書」の断片的な記載に依拠するより、盛岡藩によって作成され、藩政執行に必要とされる事項を既存記録から抜粋して作成されたとみられる「歴代御記録」の方が実は直接的な記述に近いものと判断される。³⁵⁾

(ウ) 寛文四年の藩政記録は存在しないのか？

盛岡藩の歴史を研究する上で明らかにならない部分のもう一つの最たるもの、寛文四年(一六六四)に藩主であった南部重直の死を契機とする相続問題、その後の幕府裁定による盛岡藩・八戸藩分立について次に見ることにしよう。この年の「家老席雑書」も闕本になっている。盛岡藩の最大の危機と考えられることも多い事件が発生した年の記録が失われていることで、なかには、書くことを禁じられたから残っていないのだろうだとか、誰か書いていたはずだが消去させられたのだとか、まことしやかに論じた人もいる。³⁶⁾

寛文四年の事件について、筆者はその見解をすでに論文として発表している³⁷⁾が、それらの内容は、多くを「御記録」の記述によっている。【表2】にみるように、両藩分立に至る経緯は「御記録」

【表2】 寛文4年、盛岡・八戸両藩分立に至る過程

月日	できごと	御記録の出典
9月 8日	江戸で六つ半時、藩主南部重直、中風を発症。腰より下、両腕が麻痺状態となる	「御凶事」一、9月15日条
9月 9日	国許において平癒祈禱を行うよう伝える書状が盛岡に送られる	「御凶事」一、9月16日条
9月10日	晩、重直危篤の報と、相違なく跡目を相続させるとの幕府老中の意向を伝えるため、江戸から国許へ飛脚出立	「御凶事」一、9月15日条
9月12日	南部重直、巳の刻死去	「山城守様御代以来御参勤御下向之記」9月12日条
9月13日	重直の遺骸、夜9つ時江戸を出立	「御凶事」一、9月25日条

月日	できごと	御記録の出典
9月15日	戌上刻、江戸よりの飛脚盛岡に到着。重直中風で倒れるとの報を齎す。重直の弟七戸隼人・中里数馬を始め、高知・諸士が登城。祈願寺の永福寺に平癒祈祷を命じる	「御凶事」一、9月15日条
	同刻、重直危篤の旨を伝える書状、飛脚にて盛岡に到着	「御凶事」一、9月15日条
9月16日	城内で千座の護摩を執行	「御凶事」一、9月16日条
9月17日	寅の刻、重直死去との江戸詰家老の書状を持った飛脚到着。幕府老中より「御跡式」については間違いなく命じるので、家中は妄動しないようにとの意向を併せて伝える。この旨を家中に申し渡し、また花巻・郡山（日詰）・三戸・八戸へも書付を送って伝達	「御凶事」一、9月17日条
9月21日	重直遺骸の出迎えに郡山に北九兵衛・桜庭兵助・野田左近らが出向く	「御凶事」一、9月21日条
9月22日	重直の葬儀・法事の役人を申し渡す	「御凶事」一、9月22日条
9月25日	晩西半刻、重直の遺骸花巻に到着、花巻城内に安置。	「御凶事」一、9月25日条
9月26日	申上刻、重直遺骸盛岡に到着。新丸御居間に安置。晩、山田大学・七戸隼人ら一門・家中・惣侍焼香	「御凶事」一、9月26日条
9月27日	重直御葬礼場の地鎮祭執行 江戸において、幕府老中稲葉正則より江戸詰家老毛馬内九左衛門・奥瀬治太夫・漆戸勘左衛門に「上意」伝達。重直の「跡式」は重直存命中願ひ出の通り相違なく忌明けのち命じるとの幕府の決定を命じる。家老3人の内1名は国許に戻り上意を伝達するよう命じられる	「御家督・所々御出」、10月8日条
9月29日	午ノ刻、重直遺骸、聖寿寺に入る。葬列は大手口を出て、母源秀院の墓の側を通り聖寿寺に向かう。晩より法事開始	「御凶事」、9月29日条
10月 4日	重直側近の家臣に対して形見分け。鷹20居を放鳥	「御凶事」一、10月4日条
10月 5日	亥刻、重直入棺	「御凶事」一、10月5日条
	養子の相続に備え、家臣19人に江戸登を命じる	「御凶事」一、10月8日条
10月 8日	9月27日に申し渡された上意の内容を伝える書状、盛岡に到着。漆戸勘左衛門が一兩日中に下向する旨も併せて伝えられる	「御家督・所々御出」、10月8日条
10月 9日	重直葬礼。聖寿寺より出棺、御葬礼場へ。その後火葬	「御凶事」一、10月9日条
10月10日	「千部之御法事」始まる（17日朝まで）	「御凶事」一、10月10日条
10月11日	朝辰刻、重直の灰寄せ	「御凶事」一、10月11日条
10月17日	「千部之御法事」終了。一門・高知焼香	「御凶事」一、10月17日条
10月20日	重直の遺骸通行時、接待を行った仙台藩に対し、家老（奉行）宛に礼状を送る。水沢所預の伊達上野（宗景）のもとに届ける	「御凶事」一、10月20日条
11月 6日	江戸において、幕府老中阿部忠秋より江戸詰家老のうち1人の出頭が命じられ、奥瀬治太夫出頭。七戸隼人・中里数馬両名に「御用」のため、江戸登が命じられる	「御家督・所々御出」、11月12日条
11月12日	盛岡の七戸隼人・中里数馬に、幕府老中よりの御用召を伝える江戸詰家老よりの書状届けられる	「御入部御参勤御下向」11月12日条
11月16日	七戸隼人・中里数馬、辰刻盛岡出立	「御入部御参勤御下向」11月16日条
11月27日	七戸隼人・中里数馬、江戸到着	「御入部御参勤御下向」11月16日条
11月29日	重直と母源秀院の歯骨、高野山に送り届けるよう、家臣山田仁右衛門に申し渡す	「御凶事」一、11月29日条
12月 6日	幕府老中酒井忠清の屋敷において、老中列席のもと、七戸隼人・中里数馬に対して、重直の遺領のうち、隼人（重信）に8万石、数馬（直房）に2万石を与えると申し渡される	「歴代御記録 大源院様御代」一、12月12日条
12月12日	申刻、幕府老中の裁定を伝える飛脚、盛岡に到着	「歴代御記録 大源院様御代」一、12月12日条
12月13日	家中総登城の上、隼人に「御跡式」が命じられ「御家督」となると、家老の八戸弥六郎・漆戸勘左衛門より伝達	「歴代御記録 大源院様御代」一、12月13日条
12月15日	殿様（重信）、將軍徳川家綱に初御目見	「歴代御記録 大源院様御代」一、12月23日条
12月23日	重信の初目見得が済んだとの報が届き、朝五つ時に家中に総登城を命じ、八戸弥六郎・漆戸勘左衛門より申し渡し	「歴代御記録 大源院様御代」一、12月23日条
12月28日	重信・直房に叙爵の沙汰あり。江戸より盛岡に宛て書状を送る	「御家督」、12月28日条
12月晦日	重信が大膳大夫、直房が左衛門佐と名乗ることになり、それを伝えるこの日付の書状が盛岡に盛岡に送られる	「御家督」、12月晦日条

によってある程度再現可能で、それらから事の経過の多くが明らかになるのである。このことは、藩政期に寛文四年の「家老席雜書」が存在し、それを元にして「御記録」の記述が行われたことをうかがわせる。

本稿では改めて幕府が南部家をどのように扱おうとしたのか、また分立についていかなる裁定が下され、記録されたのかについてという二点に注目しておきたい。まず、幕府が相続人のいない南部家の扱いをいかにしようとしたかという対応をみる。

「御記録」中の「御凶事」という簿冊には、現在では「吉凶諸書留」という目録名が付せられている。その寛文四年九月一五日条によれば、重直が中風の病で倒れたとの報は幕府老中を大変驚かせた模様である。しかし老中は、重直の跡式、つまり領地や家督については、重直が幕府に養子選定を依頼していたことから、「少茂相違有間敷」下されるということを伝え、家中が騒動を起こさないように命じている。重直が死去した後も幕府は、遺領と家督については間違いない申し渡すので、家臣たちが騒動などを起こさぬように伝達し、盛岡には江戸から重直死去の報と同時にこれが伝えられた。⁽³⁸⁾さらに九月二七日には、左記の史料にあるように、老中稲葉正則が江戸詰家老の毛馬内九左衛門・奥瀬治太夫・漆戸勘左衛門を呼び出して左記の申し渡しを行っている。

【史料4】「歴代御記録 大源院様御代」一 寛文四年一〇月八日条

十月八日

一、去月廿七日、稲葉美濃守様々拙者共被 召寄、為 上意被 仰渡候者、殿様重直公御跡式御存命之内御願之通無相違御忌明

候ハ、可被 仰付候間、三人之内老人早々罷下仕置可致由被 仰付候、此方二罷有御家中安堵仕候、此方二而も何江も可申渡由、勘左衛門一兩日中御下シ候由、九月廿九日付申来、今日於 御城申渡之、

この申し渡しは「上意」、すなわち將軍の意思として伝えられたものである。重直の跡式（遺領と家督）は、生前願ひ出た通りに忌明けののち間違ひなく命じるので、家老三人のうち一人が国許に帰って処置をとるよう命じている。江戸詰の家臣たちは「上意」を歓迎し「安堵」しているという様子もあわせて江戸から盛岡に書状で伝えられている。ここから明らかのように、幕府には南部家を取り潰す意向はなく、家中の混乱を防ぐため、存続の意向をたびたび家老から伝えさせ、家中の動揺を沈静化させようとしていたのである。

一二月六日に出された幕府の分立裁定についても、現在「歴代御記録」という目録名が付された藩政記録に、先のような記録が存在している。

【史料5】「歴代御記録 大源院様御代」一 寛文四年一二月二日条

隼人様 重信公御代

寛文四甲辰年

十二月十二日

一、山城守重直公御跡式、隼人様江八万石、数馬様江貳万石、十二月六日被仰渡候由、鬼柳藏人同心今日申刻下着、

但雜書ニ如此有之也、

一、酒井雅楽頭様二而、阿部豊後守様・稲葉美濃守様・久世大和守

様御出座二而、雅楽頭様被 仰渡候由、

一、お北様・中野吉兵衛御内室様江重信様より御書二、

うた殿江被為呼、惣様御としより衆被為寄、被仰渡候者、山城守跡目、われら二八万石、數馬二貳万石被下候、山城守跡目と不存、しん儀ニ御とりたて被 召仕候と存、随分御奉公可申上由被 仰渡候由之為御知也、

申し渡し内容は、重直の遺領（一〇万石）のうち八万石を弟である隼人重信に、二万石をもう一人の弟數馬直房に与えるというもので、同月一二日の申の刻に下着した同心により盛岡へ伝えられた。^③その記述は「雜書ニ如此有之也」と記されており、一部で根強くいわれる雜書關本への憶測は、史料のたった一行の記述で方が付く。寛文四年の「家老席雜書」は、「御記録」作成の時点においては残存した可能性が高く、それを用いて、あるいは引用してこの記述がなされたのである。このような記載は、「御記録」の記載内容の典拠を示し、藩の存在にとって重大な意味を持つ分立裁定の解釈の混乱を防ぐ意味があったと考えられる。

幕府がどのような考え方に立って藩を分立させたのかについては、既発表の拙稿で示したが、細井計氏とその教え子の兼平賢治氏から異論^④が出されている。彼らの見解は、まず史料解釈に難があり、すでに示されている定義を踏まえず、また武家の相続について積み重ねられてきた先行研究を十分に参照し、その上に立脚して発展させようとした形跡がなく、論証不十分で採るべきところはないから、筆者は従前の見解を維持する。論の差違の焦点となるのは、老中酒井忠清の申し渡し内容を重

「雜書」がない！

信が二人の姉に記した書状抜萃のうち、引用で太字にした部分である。

この部分は「家老席雜書」の記述に含まれておらず、「御記録」編纂にあたって、当時伝存していた文書を加えたとみられる。それは忠清が口頭伝達した内容を詳記した重信書状を引用することで、「家老席雜書」に記録された伝達内容を補足し、明確に盛岡・八戸両藩分立の方針、重信の立場を位置づけようとしたものと考えられる。これによって、幕府は、重直遺領を大名として取り立てることとした重直の弟二人に分け与えることにし、兩人の領地の石高を示したこと、さらに兩人は、重直の相続人ではなく、「しん儀ニ御とりたて」と心得て「奉公」するよう命じる達しもうけたことがわかる。幕府は、重直が幕府に相続人選定を内々に願い出たという経緯を踏まえつつも、重直までの南部家が統治していた盛岡藩とは異なる形で、重直の弟を取り立て、二つの独立した藩・大名家を作り出す形を採ったのである。^④

（工）部類記としての「御記録」

ここまで見てきたように、盛岡藩藩政記録の一つである「家老席雜書」が「ない」ということでも、信用に足る藩政記録が全くないとはいえず、ましてや、事象を明らかにするための史料が「ない」ということではない。「雜書がない！」から明らかにできないとされ、切り捨てられてきた寛文四年の盛岡・八戸両藩の分立であっても、貞享三年の岩手山噴火であってもそうである。「家老席雜書」が關本になっているだけに、かつ、「家老席雜書」の抜粋が含まれる藩政記録が存在するのに、

研究材料そのものが「ない」ことにされていたのは、これまでの研究者や郷土史家たちが、「家老席雜書」を盛岡藩のすべてを記す別格、万能な研究材料であるように扱う一方、他の史料などを精査し、深く検討してこなかったことに尽きる。歴史研究の基本は、テーマに関連する歴史資料を広く収集し、批判を加え、解釈することであるはずなのに、その基本作業すらも怠り、事象の追求を放り出したのである⁽⁴²⁾。

「御記録」という記録の性質は、おそらく藩政の事務効率化のために過去の先例となる「家老席雜書」などの記事を項目に分類したもので、古文書学上の用語を用いれば、項目ごとに該当する記事を抄出、類別に集めた「部類記」にあたるといつてよい。時代があとになるにつれ、「家老席雜書」の丁数・厚さはただごとならぬものとなる。日々の藩政を執行する際に記録を活用するためには、記載事項ごとに分類したり、必要事項のみを抜き書きしたものを作成したりする方が、簡単に求める記事にたどりつきやすい。このように業務執行の便を図るため藩政記録の抜書が作成されていたことによって、すべてはわからないにせよ、主要なできごとについての記録が残されている場合がある。

日常事務へ活用するために、膨大な内容の藩政記録の主要な記事を抽出し、内容で分類するなどして検索の便を図った事例は、例えば弘前藩の「御用格」、秋田藩の「国典類抄」、熊本藩の「部分御旧記」、尾張藩の「御日記頭書」など、他藩にも存在することが知られている⁽⁴⁴⁾。「家老席雜書」と「御記録」の関係がそのようなものだとするならば、盛岡藩の藩政機構には、現在の役所と同様のファイリングシステムが存在し、

先例を典拠とするための事務作業の便宜が図られていたことになる。

それでは、いつ頃から盛岡藩では部類記編集が始められたのか。現時点ではそれを確認できないため、史料の博搜を今後の課題としておきたいが、江戸時代中期の藩主南部利視とその跡を継いだ南部利雄の時代の可能性があることを指摘しておきたい。彼らが藩主だった時期、幕府においては、「享保の改革」の一環としてアーカイブズ政策が推進・展開された。これは、幕府の政治運営の円滑化を目指すとともに、文書を収集する活動を通して歴史意識を醸成し、將軍家の存在を再認識させ、將軍権力の強化を図る目的でなされたと考えられている⁽⁴⁵⁾。盛岡藩でも、ほぼ同時期の藩主だった利視が藩政改革を開始、改革主体となる藩主権力の確立・強化を目指すなかで、アーカイブズ政策が展開された。この点は筆者の旧稿を参照されたい。実は「御記録」のなかで現在「書留」というものに分類されているものは、表紙の色によって大凡取り上げた時期の区別がなされる。このうち最初のシリーズは濃い藍色と鬱金色の表紙がつけられているが、南部利視の死で一区切りがつけられている。次の藩主である南部利雄以降の「書留」は、選択される記事の内容分類が整理される一方、記事選択自体はより詳細なものになっており、利雄の藩主就任後に編集方針が見直され再確立した可能性がある。おそらく利視や利雄の時期に「御記録」の編集が開始されたり、編集方針が確立されたりすることなどが行われたと推測できる。

なぜ盛岡藩はこのように過去の記録を大切にしたのか。それは自らの由緒や活動の痕跡を残すことを必要としたから、そして、必要に応じて

痕跡を集積の中から引き出して利活用することが彼らの活動の上で重要だったからだと考えられる。文書は、人間が何らかの活動を行う際に、管理の必要上、また権利や義務を明確にする必要から作成され、保存されるものである。⁴⁷江戸時代の藩の場合、権力の執行者である藩主や藩の権限執行を裏付け、活動を行ったことの証拠として、また、それを後日の参考にするために保存されたと考えることができる。このような文書の集まりを構築し、保存することは、公権力の確立、すなわち藩が政治権力としての機能を十二分に発揮することが可能になるために必要となっただけである。

現在も基本的に制度や事例に基づいて行政が行われており、その根拠となる公文書管理が非常に重要である。近年、わが国の政府機関からそれが失われ、様々な問題が発生したことは周知の事実である。⁴⁸江戸時代の藩にとっても文書や記録が「消える」ことは、領内支配の主権者である藩主の権威を保つ文書や、過去の先例をたどるために必要な行政文書が喪失することにはかならず、先例を重視する当時の藩政を執行するうえで、政策を実施する根拠となるものを失うことは大きな問題であった。だからこそ博搜しても欠けた記録を補い、また日々記録をとり、整理し、分類して残し、必要に応じて書証として活用できるようにしておくことが必要となっただけと考えられる。

もうひとつ、現在「書留」などと称されている部類記が、「家老席雑書」の記載が始まる寛永二十一年を遡る事象の記録をとどめ、欠落する年次を補完するうえで有効であるとする見方も示されている。⁵⁰もちろん、

「雑書」がない！

欠落した年次のできことを明らかにすることが可能な文献資料であることは事実だが、これらの部類記の価値はそのような限定的なものにとどまらない。藩政期、これらの部類記は、手早く求める事項にたどり着き、必要十分な先例を得ることができるといった実用的な記録として編まれ、用いられたはずである。現存するのは寛政六年（一七九四）以降のものになるが、「御記録」の索引として作成されたとみられる「御記録抜出」という史料が残存することからもそのことは明らかである。「御記録」によって、「家老席雑書」の欠けた年次が補完できるのは、藩政に必要な記録を集成することを藩が怠らなかつたためである。「御記録」は、今では目録に見出すことのできない、編纂当時存在していた藩政記録の貴重な内容がうかがえる史料という点も踏まえ、より活用されることが求められる史料だといえる。労を惜しまず保存機関に申請すれば、史料に傷みのない限り閲覧は許可され、きつと目の前に置かれるはずである。⁵¹盛岡藩を対象とする研究において長らくいわれてきた「雑書がない！」という自暴自棄な呪縛から、我々はそろそろ目覚め、解き放たれてもよいのではないか。

三 「家老席雑書」が「史料」になるまで

（ア）「大名文書」という「史料」

江戸時代の盛岡藩政を研究する上で「雑書」は欠くことのできない史料だとされ、漠然と我々もそのように見なしている。「史料」は、歴史を研究する上で過去のことを知るための拠り所として使われる古文書や

絵画、建築、遺物などの材料をあわせていう。⁵²⁾過去の現実を研究対象とする歴史学では、確かな史料から歴史の事実を引き出すことに努めなければならぬが、材料の詳細を明らかにすること、例えば、過去に作成された古文書はどのように伝えられてきたのか、いかに現在に至るまで残されてきたのか、あるいは残されなかった理由は何かということを考えるのも、歴史研究にとって必要不可欠な作業である。

「家老席雑書」は、現在の歴史学における近世の文書分類からみると、近世に作成された古文書のなかで、近世の支配身分である武家や公家、寺社が作成した「領主文書（支配史料、領主史料）」のうち、個々の藩の大名家・家臣・藩の役所が作成・受領し、これらの主体によって保存され伝えられてきた「大名文書」に含まれる。残されてきた大名文書が喪失する理由は大きく分けて二つに分けることが可能だとされる。ひとつは組織の運営、構造上の問題で、藩主の家に代々伝えられ大切にされるいわゆる家伝文書や、藩の役所の中で活用され続ける重要な文書以外は、藩という組織のなかで使用目的を終えれば廃棄される運命にある。二つ目は、自然的・歴史的な要因で、自然災害や戦災、江戸時代では転封、改易によって、また、廃藩置県、戦災、戦後の華族制度廃止、「財産税」賦課といった政治・経済的な要因、戦前から戦後へ移り変わる中で人々の価値観の転換なども喪失の大きな理由であると考えられている。⁵³⁾

南部家の大名文書群をうけつぐもりおか歴史文化館所蔵の古文書について、伝来と過去、利活用がどのようになされてきたのかを考えると

うことも、今後必要になってくる作業であろう。

(イ) 再発見された「雑書」

江戸時代における南部家の大名文書は次のような保管状況であった。

まず、大名としての南部家に伝来し所有された文書「家文書」と称すべき群である。この家文書は、江戸時代には盛岡城淡路丸にあった「御宝蔵」において保管されていた。この蔵の中には、大名としての *regalia*、つまり正統な南部家当主、盛岡藩主としての地位の象徴物である領知行状・領知目録、官位授与文書、系図、歴史的文書が含まれていたことが文化三年（一八〇六）、盛岡藩主の身邊の品物を管轄する部署である御小納戸方が作成した管理目録⁵⁴⁾から知られる。

つぎに、南部家・盛岡藩の蔵書である。弘化二年（一八四六）に作成された蔵書目録⁵⁵⁾によれば、盛岡藩では蔵書の管理責任を家老が負っており、一番から十三番、さらに「棚物」という十四の分類に分けられていた。一番から七番は漢籍、九番から十三番は国書、八番は和漢混交の医学書であった。棚物も和漢混交で、政治をはじめとする検索の便に備えた参考図書のような扱いをうけていた。これとは別に藩主自身の蔵書である「御手許本」が別扱いとなっており、目録への書き込み・付箋などから、時には蔵書からの出納が行われたことが明らかである。幕末期には洋書も購入されており、慶応三年（一八六七）十一月作成の目録⁵⁶⁾からは、管理責任者は軍事行政を統括する用人だったと確認できる。

三つ目は、「家老席雑書」を始め、藩の行政に活用されていたはずの

藩政文書である。これについては、江戸時代の保管状況を確認できる文書目録が存在しない。おそらく実際の藩行政で現用文書として使用されていたため、目録が作成されなかったと推定される。

廃藩置県⁵⁷⁾によって、アンシャン・レジームのもとで存在意義を有した大名文書は、現用文書としての有用性を失った。南部家の大名文書は盛岡城や江戸藩邸から別の場所へ移動し、その過程で失われたものも存在する可能性が高い。有用性の喪失は、「家老席雑書」をはじめとする大名文書の存在が人々の認識から消えることにもつながったとみられる。

華族となった南部家は東京に本宅、盛岡に別邸を置き、それぞれ事務所を構えて家政を掌っていた。二つの事務所は日誌をつけており、東京のものを「公用留」、盛岡のものは、藩政時代を彷彿とさせる「雑書」という⁵⁸⁾。それらから東京邸に系譜類や若干の史書、書画骨董などが所蔵されていたことが確認できる。一方、盛岡には家文書や藩政文書、典籍が残された。それらはまず神子田（現盛岡市神子田町）に設けられた南部家別邸に移された可能性があるが、これは今後近代史料の発掘で検討していきたい。その後、呉服町（現盛岡市中ノ橋通一丁目・肴町）にあった南部家の米蔵、さらに明治四二年（一九〇九）に落成した下小路別邸（現盛岡市愛宕町、盛岡市中央公民館の所在地）にある文庫蔵へ納められた。

「家老席雑書」などの藩政記録が再び脚光を浴びるのは、原敬を主唱者とする藩史編纂事業が開始されてからのことになる。⁵⁹⁾

「雑書」がない！

原は明治三六年（一九〇三）三月一日投開票の第八回衆議院議員総選挙に立候補し、選挙運動のため選挙区である盛岡に帰省した。再選された選挙当日の夕刻、彼を囲む懇親会へ参集した人々に対して、原は南部家の歴史を編纂する事業の開始を提案した。⁶⁰⁾ 来場者の賛同を得た原は、精密な内容を持つ藩史も必要だが、今すぐ実現することは不可能で、また一般人向きではないため、重要な事項のみを列記する略史を二年間で編纂するという方針を示した。おそらく原は、思いつきでこのような計画を示したのではないだろう。提案段階で、大凡の編纂方針を示すことが可能だったのは、藩史編纂の問題点を熟知しつつ、刊行に至るまでの周到な計画を腹案として持っていたからだと考えられる。

原の提案から始まった藩史編纂事業は、その後原が選定した編纂委員を中心にして編纂が進められ、明治四二年（一九〇九）九月には、編纂委員の調査をもとに、原の所属政党立憲政友会の機関紙『中央新聞』記者菊池悟郎に一切の起草が委嘱され、明治四三年（一九一〇）三月に脱稿し、翌年『南部史要』として刊行された。この本が、その後の盛岡藩を対象とする研究に与えた影響、恩恵は計り知れない。

当時の南部家盛岡神子田別邸の家政記録である「明治三十八年雑書」に次のような記事が見られる。

【史料6】「明治三十八年雑書」明治三十八年八月二十九日条

一、山本・佐々木・松岡ノ三氏ハ、曾テ桜山社務処ニ於テ取調ニ從事中ナル藩史編纂委員ヨリ御代々様方ノ御遺書・御掛物類其他参考トシテ拝見致候旨願出ノ処、御許可、本日閲覽御許シ相成候ニ

付、右ノ品々取出御取締トシテ呉服町御蔵へ相廻リ候為メ参邸不致候、

右の記述は、盛岡城跡の桜山神社社務所で行われていた藩史編纂事業の委員たちから、南部家に対して代々の当主たちが残した文書や記録、掛軸その他を参考に拝見したいという申請が出されていたものが許可され、在盛岡の南部家職たちが、盛岡市内呉服町にあった米蔵に出向いたというものである。実は、この折の調査によって、「家老席雑書」は、呉服町の米蔵に収納されていた古文書の中から、他の古文書と共に「発見」された。原敬は「寛永二十年以後の日誌発見せられて、編纂上便利を得たること多し」と述べており、また、藩史の編纂概況においても、「南部家蔵庫ヨリ家老席ノ日記其他諸雜記類幾百冊アルヲ発見シ借用セリ」と記している。⁽⁶⁵⁾ 八月に南部家から始めて留書類を送付されたという記述が原敬の残した文書に含まれる「藩史編纂所日記」に記されており、南部家側の記録にも、明治三十九年（一九〇六）六月二二日に、呉服町の蔵に家職が赴き、宝永元年（一七〇四）から元文元年（一七三六）までの「雑書参拾参冊」を藩史編纂所に貸し渡したことが記されている。⁽⁶⁶⁾ いずれにしろ、明治三十八年（一九〇五）八月の調査で「家老席雑書」をはじめとする記録類が呉服町の南部家の蔵から見いだされ、藩史編纂に用いられることになったのだろう。

それまで藩史編纂は「御系譜」「公国史」といった編纂物を用いて行われていたことが、南部家の家政記録に見える史料貸借の記録からうかがえる。そこに、それまで存在が消えていた「家老席雑書」などの藩の

日誌類が「発見」され、藩の歴史を語る好材料としての歴史的意義をまとうて脚光を浴びたのである。

藩史編纂所では、借りだした「家老席雑書」を「二十八世重直公寛永二十年以後は藩の家老席日誌存するを以て、同公時代よりはこの日誌を原とし諸書を参酌したり」と、南部重直時代以降の記述は「家老席雑書」の記載によることに決めた。⁽⁶⁶⁾ ところが、このことが藩史編纂の日程に狂いを生じさせた。得がたい史料を前にした編纂委員たちが、編纂材料として記録類の書抜作成を開始したためである。

「正確ナル書類」とみなされた「家老席雑書」によって編纂を進めようという考え方は実証主義的な考え方ではあるが、膨大な史料群からの筆写作業であり、原敬が二年と見込んでいた事業は、編纂委員の要請で予定を大幅に超過することになった。⁽⁶⁸⁾ この編纂委員たちによる「家老席雑書」などの書抜は、現在もありおか歴史文化館に「藩史草稿」として所蔵されている。野紙に蠅頭の小文字で書かれたものが多く、「家老席雑書」「御用人所雑書」などの抜粋からなるものが多い。

やがて、編纂委員の中には、この抜書を用いて叙述するより、「家老席雑書」をはじめとする留書そのものを刊行しようとする声が出始めた。その中心人物が、途中から編纂委員に加わり、いつの間にか編纂委員長格に納まった旧藩士の谷河尚忠⁽⁶⁹⁾である。原が藩史の大綱をつかむ内容にすることを主張したのに対し、谷河は詳細な記録抜書の体裁をもつ藩史編纂を主張し、原によれば編纂上の方針を変更して、さらに「南部家御留ヲ別ニ印刷ニ附セン事ヲ」主張した。⁽⁷¹⁾ 明治四〇年（一九〇七）

八月、内務大臣として北海道視察の帰路盛岡に立ち寄った原は、藩史編纂委員たちを招いて会食した。その席でも谷河は「藩史ハ記事ヲ綿密シ或ハ御留ノ文章ヲ其俚記載シテ何分其当時ノ現状ヲ十分顯サハサンコト」を主張したが、原は「痛く其不可を論じ」、委員たちに対して、速やかに編纂を終えるよう忠告した。⁷²

谷河の主張や行動は、「正確ナル書類」を目にしたことで刺激を受け、浩瀚な藩史への欲求、史観の相違などが芽生え、藩史に対する自らの考察を語る意欲に駆られた結果であろう。勿論、従事した編纂事業の路線を自らが考えるものに変更しようとした動きとも解することができる。しかし、そのことは藩史編纂を主唱し、当初から綿密な編纂方針を立て、編纂資金を出資していた原敬の路線とは大きく異なるものだった。原が新聞記者である菊池悟郎に、編纂委員がまとめた史料に基づく編集・執筆を委託したのは、執筆の遅れもさることながら、「家老席雑書」という膨大な新史料をどのような形で藩史に反映させるかという編纂の根本における対立があったことも一因なのだろうと考えられる。

刊行は実現しなかったが、藩史編纂事業を通じて「家老席雑書」をはじめとする南部家の記録類が「発見」されたことで、かつて藩政に用いられた現用文書から、歴史的性情格を帯びた古文書として、歴史を跡付ける材料に用いられるという新たな道が開けたのである。

(ウ) 保存秩序の崩壊

福田千鶴氏が指摘するように、大名文書は編纂・整理事業や政治的変

「雑書」がない！

動、災害など様々な要因によって現用秩序の変容を見てきた。そのなかでも、太平洋戦争の惨禍と昭和二〇年（一九四五）の敗戦は、それまでの近代日本が形成した社会・制度に大きな変化をもたらした。さらに翌々年に華族制度が廃止されたことによって、所蔵してきた文書群の維持管理が困難になった大名華族たちが、それらを放出するに至った。現在各地の大学・図書館・博物館に所蔵されている大名文書はそのような経緯をたどって、現在我々の目に触れているものが多い。⁷³

現在安定した文書秩序のもとにあると思われる南部家の大名文書だが、実は戦前の保存状況とは大きく異なっている。南部家が保存・維持してきた膨大な文書や遺物は、戦後に入り、昭和二六年（一九五一）、岩手県議会図書室に寄託され、新たに設けられた史料部の「郷土資料」の中核を成すものとされることになった。その際、郷土史家太田孝太郎・一ノ倉則文らによって資料整理が行われ、目録⁷⁴がまとめられた。この目録によれば、「郷土資料」の中の南部家旧蔵本は一六三一部・四六五六点にのぼり、他の出所の七四六部・一一一三点をはるかにしのぐ。

しかし、この整理によって、南部家の大名文書は既存の文書秩序を喪失した。その状況は、目録の凡例を読めば明らかである。まず整理に当たって「根本資料として本資料部の根幹をなす」と位置づけた藩庁記録・地図に、太田孝太郎自身が収集し所蔵してきた「黒沢尻以南仙台領と南北に亘る各種の資料を加へ」と記されている。藩が作成した文書と、民間で作成された文書、さらに成立・性格が違う諸種の古文書が一つの史料群に統合され、史料が混在することになったのである。さら

に、「著書または多年云いならわされているものは題名を変えないが、記録書留類の十字以上二三十字に及ぶものは簡明を旨とする上から十字以内の仮題を附した」とあり、整理者が史料名を目録用の名前に変えたのである。

これらの措置の結果、目録を読むだけでは、内容を史料名から推測することや、作成年次の推定、どれが太田旧蔵本であるかを見分けることも困難になった。さらに、整理段階で、成立過程や藩政時代の文書秩序を受け継いだ文書群や記録群は解体され、大まかな内容分類（大きく、宗教・哲学・教育・文学・美術諸芸諸礼・歴史・地理・行政・兵事・産業経済・土木建築・理学・医学本草・民俗伝承・考古金石・雑纂・関係史料に分かれたれ、さらに細分された）に分けられた。「家老席雑書」や「御用人所雑書」等の藩政記録はそのポリシームと冊数の多さによって比較的まとめやすかったため、分割などを免れたとみられるが、それまで南部家で「御記録」として保管されてきたものは、「書留」「公儀被仰出」「御家被仰出」「松前御用」「御城廻御修補」といった題簽の記載あるいは内容ごとに分割された。これらは藩法や人事、吉凶事、刑罪のようには比較的冊数があるものや設定された分類によって安易に分け易いものはある程度まとまったまま新たな分類へ移行し、一方分類のしにくいもの、冊数の少ないものは「書留」という新たな史料名を与えられ、表紙の色の違いによってまとめられたと推測されるが、その評価や分類の基準は目録から全くうかがえない。

この整理は、南部家旧蔵の古文書が大名文書として残されてきた経過

を無視したもので、現在のよりおか歴史文化館所蔵資料も基本的にこの整理を受け継がざるを得なくなっている。現在の史料学上では、古文書の出所がわかっている場合のみ、その文書が真つ当な正しい来歴を持つものであることが確認でき、さらにそれが保たれていることによって文書に記されている案件がどのような形で処理されたのかを把握することができ、出所を同じくする文書はすべて一か所に維持し、たとえ同じ事柄に関する文書であっても来歴の異なるものとは混ぜないことという「同出所資料群の尊重」の原則があるが、定期的に南部家の大名文書を整理する段階で、この認識が広まっていなかったとみられる。南部家の大名文書として秩序立てて残されてきた文書群が、図書室に史料として入り保存されたことは現在の利活用につながる有意義なことであったが、現用文書だった時の保管・活用の在り方に関心が向けられず、大まかな分類によって他の出所の史料と混ぜられてしまったため、藩政文書の現用秩序を復元することは大変難しいことになった。郷土史家たちの整理は、彼らはそのように思わなかったであろうが、現在から見れば、文書保存や盛岡藩研究にとって善意がマイナスに作用する結果をもたらすことになったのである。

南部家旧蔵の文書は昭和二八年（一九五三）に岩手県に正式に寄贈され、その後昭和三〇年には県から盛岡市に移管された。その所蔵先も岩手県産業文化館から盛岡市公民館、そして盛岡市中央公民館から現在のよりおか歴史文化館へと移った⁽⁷⁶⁾。そのなかで、藩という現存しない機関が作成した文書は、歴史的意義をまとって人々に展示・公開されるな

かで、一南部家の私有文書から、過去のことを知る上で必要な「史料」へと変化し、広く利活用されるようになっていったのである。

おわりに

研究論文らしからぬ「雑書がない！」という突拍子のない表題を付けたことに批判もあるだろうが、この表題には二つの「ない」が含意されている。一つは物理的に「家老席雑書」が存在しないという「ない」、すなわち関本の問題である。本稿では、藩政時代から関本が存在した「家老席雑書」は、家臣の家に伝わる記録によって補われ、また部類記としての藩政記録「御記録」の編集段階でも同様に他の記録によって内容補充に努めたことを明らかにした。

もう一つの「ない！」は、人々の意識の面で「ない」ことにされていることである。まず、「家老席雑書」の関本が、事実の探究が不可能であることの言い訳にされていた点である。この点については部類記である「御記録」が「家老席雑書」の抜き書きとしての性格を有しており、藩政記録が存在しないとされていた寛文四年の盛岡・八戸両藩の分立、貞享三年の岩手山噴火についても記録が存在し、特に寛文四年については、「家老席雑書」から引用したことが明記されている記事から、「御記録」編纂時点で明らかに「家老席雑書」が存在していたこと、そして、同年の「御記録」の記事はそこから抜き書きをされた記載である可能性が高いことを明確にした。さらに、明治維新後、現用文書としての役割を喪失し人々の意識から存在が忘れ去られた「家老席雑書」が、明治時

代の後半、原敬による盛岡藩史編纂が提起され、様々な史料が博搜されるなかで、「盛岡藩家老席雑書」などの藩政記録が「発見」され、史料として人々に再認識される契機となったことも明らかにした。

「家老席雑書」は、盛岡藩史の基本的、総合的史料として位置づけられてきた一方、いかなる性格の史料なのか分析されてこなかった。今回行われたもりおか歴史文化館の企画展や、本稿の元になった講演を契機に、史料性格を明らかにする端緒がついたように思われる。

「盛岡藩家老席雑書」と呼ばれてきたものの正体は、明治時代の藩史編纂において「御用（之）間雑書」と呼ばれていたものである。南部家の大名文書に含まれる藩庁文書のうち、「御用之間」という部局の日誌、すなわち「公日記」と位置付けられることが可能で、記述内容は藩の人事・行政から災害、庶民の生活に至るまで多様だが、基本的に記載されたものの中味は、「御用之間」が把握し、また処理・決済したものに限られる。いつの時代も行政の最高責任者のもとに決裁を仰ぐべきことは、普通であれば行政事務全体の中で、ほんのごく一部に過ぎないはずである。家老の決裁を仰ぐに至る事項は、盛岡藩政全体の事務処理・決済のなかでは最重要な部分に限定されるはずである。したがって、「家老席雑書」の記録内容は、盛岡藩政全体からみれば、日常処理されていたものの一部にしか過ぎないといえる。

盛岡藩政史料において、家老が管掌する以外の他の部署の記録として残されているものは、馬産・狩猟・献上・軍事などに関する藩の政務を分掌し管轄する「御用人所」の記録「御用人所雑書」、藩主の公的な生

活と深いつながりのある部署である「御側」が表からの伝達や処理事項を記載した「御側雑書」、盛岡城の奥向きの事務を処理する部署が伝達された事項などを記載した（したがって、「御側雑書」と記載内容が似通っている部分もあり、奥向きの生活が詳細に明らかになるといった性質の奥日記とは少々異なる部分もある）「奥雑書」、「御内勤雑書」「御在府留」といった江戸藩邸の留守居役の記録と、現在の我々からすれば膨大に感じられるものだが、当時の藩政機構からすれば実は限られた範囲の記録しか残されていない可能性⁽⁷⁶⁾がある。藩政史研究者一般に興味を引くような、藩財政・地方行政を管轄した勘定所や、城下民衆・宗教行政と密着した寺社町奉行所に関しては日々の記録がほぼ壊滅している⁽⁷⁸⁾。

企画展「雑書の世界」の副題は「家老が書き残した盛岡藩」であった。しかし、「家老席雑書」は、同じ筆跡で数日間にわたり書かれていることが多い。御用之間を構成する人員から見ると、書記役である物書の人員配置があることから、おそらく「家老席雑書」も家老自身が書き記したのではなく、下役の物書たちがある日数分をまとめて書き記したとみられる。【史料2】から「雑書役」という役人が存在していたことも確認でき、「家老席雑書」の管理に当たっていたとみられる。「雑書役」によって記録がなされていた可能性も否定できない。

さて、古文書は、記録の同時性・信頼性によって、「一次史料」「二次史料」に分けられ、その重要度に差がつけられる。一次史料は、ある行為がなされた時点で書かれたもので、差し出した人の意思を相手に伝える手紙、書翰の類（「文書」）や、心覚えのために作成される「記録」が

これにあたる。二次史料はできごとから時を隔てて作成された史料で、そのために様々な編集の手が入るものである。多くの文献を集めてまとめられた「編纂物」や文学作品などの「典籍」「著述」が含まれる⁽⁷⁹⁾。

「家老席雑書」は「御用之間」の業務日誌として、できごとをその日のうちに記録した一次史料のように考えられてきた。しかし、西暦一八三〇年代にあたる天保年間の「家老席雑書」が下書きという形で存在していることに着目したい。【図1】として示したのは、天保八年（一八三八）正月から六月まで、同一〇年正月から六月までの「雑書下書」の表紙である。現在確認されるものでは文政七年（一八二四）以降、天保十一年（一八四〇）に「家老席雑書」が摺筆されるまでの間は下書きという形でしか残されていない。下書きがあるということは、当然、清書が存在が前提にあることになる。

【図1】の右側、天保八年上半期の「雑書下書」の表紙には、枠で囲んであるように「用（日）立並覚書之分」という注記がある。最初の文字が用なのか日なのか、文字が重ねて書いてあるように見えるためどちらか判断がつけにくい⁽⁸⁰⁾が、もし「用立（ようだて）」と記されていれば役に立つことが書き連ねられた記録と解されるし、「日立（ひだち）」だと一日一日書き続けられたという意味にとれる。また「覚書」を「雑書」の後継と考えられている「覚書」のことだとすると、「覚書」は編集を経て「家老席雑書」の内容に取り込まれるべきものであったと考えられる。記載期間が天保九年正月から六月までのものと天保一〇年正月から六月までの「雑書下書」には「御用状・御役進退・公事留・他所（向）



【図1】「雑書下書」の表紙
(右天保8年上半期、左天保10年上半期)



【図2】「家老席雑書」に見える囲み記載
(「家老席雑書」天和3年7月13日条)

書」の清書という作業に関与していたことも否定できない。

さらに先ほど見た【史料1】「南部藩史々料書抜調査書」の記述をもう一度確認しよう。そこには、正保元年より文政二年までの分は「御用之間雑書調成アリシ分」、すなわち「家老席雑書」として整えられ完成された分とする。そして、文政三年以降明治三年までの分は、「御用之間雑書未成横帳覚書ニテアリシ分」だとする。すなわち文政三年以降については「家老席雑書」として編集がされず、体裁が整っていない「未成」分として残されたものというのである。

加えて、「家老席雑書」の後に書かれた日誌として知られている「覚書」を指すとみられる「横帳覚書」も「家老席雑書」の「未成」分をなすものであったことになる。

御用」との注記があり、特に【図1】の左側に示した天保一〇年のものにはそれらを「入」と記している。つまり、記載内容として藩の公用書状、人事異動、監察役人である目付の留書、公務（あるいは訴訟・審理・判決関係）の留書、使者の勤めに関する内容などをあわせ入れ込んでいると理解できる。他の留書類、文書を集めてまとめる形で「家老席雑書」の下書きが作成されたのである。下書きをまとめる際に記事の取捨選択や整序、文の整理がなされ、体裁を整えた可能性も考えられる。

【史料2】にみえる「雑書役」なる役人の職務については今後さらに検討する必要があるが、可能性として、「家老席雑書」の管理のほか、このような記事の整理、取捨選択、さらには下書きの作成や「家老席雑

「家老席雑書」には【図2】のように点線、または実線の場合もあるが、本来何らかの記載があるはずの部分を囲んで記載されている場合があり、一見するとなぜこのような記載がされているのかという疑問にとられる。「雑書下書」が作成された後「家老席雑書」が清書されたことを踏まえれば、このような囲み記載の存在も、下書きやそれ以前の段階で存在した欠損箇所を清書段階で点線によって忠実に転記したものである。

「雑書」がない！

盛岡藩が「家老席雑書」を作成していたように、他藩でも、弘前藩に代表されるように「藩日記」(「藩庁日記」)と称されるものが作成されていた。ところが他藩においても「藩日記」は文書や記録の集積の上に成り立つものであることや、日記をまとめる段階で、部局作成の文書・記録の取捨選択の可能性があることが明らかにされている。⁽⁸²⁾「藩日記」が編纂されたものであることは、珍しいことではないのである。

結論をまとめよう。まず、盛岡藩の「御用之間」において作成された「家老席雑書」は、明確に時期を特定できないが、藩政機構が整備されるにしたがい、家老席で日々記録をとって作成されるものではなくなり、「御用之間」を含む諸役所の日々の記録を寄せ集め、日次記の体をとってまとめられるようになったものであると考えられる。編集されたものはまず下書きという形でまとめられ、それが清書されて「家老席雑書」として整えられた。「家老席雑書」享保九年(一七二四)十一月五日条によれば、藩主南部利幹が「雑書下書」を披見するために取り寄せたとの記述があり、この時期には少なくとも下書きを作成し、その後清書の簿冊が作成される手順が採られていたことが明らかである。ところが、行政が細分化し、それぞれの部署で処理される事務も増えたことで、各部局で作成される日誌や文書が膨大なものになり、それをまとめる「家老席雑書」としての体裁を整えることが困難になった。その結果、文政七年以降の「御用之間」の記録は、本来の体裁ではない下書きや下書きをまとめる前段階の「覚書」という形で、現在に残されたと考えられる。

つまり、「盛岡藩家老席雑書」は一次史料ではなかった。本来の一次史料である藩政各部局の日誌や文書をもとに、日次記の体裁に編集され、整えられたもので、編纂物としての側面をもつ二次史料だったのである。もともになった本来の一次史料が残されていないことから、盛岡藩政を知る上で「家老席雑書」が重要な基礎史料のひとつであることは今後も変わらないが、従来考えられてきたような、絶対的価値を担保された一次史料であるともいえなくなったのである。

原敬は、「南部史要」の巻頭に寄せた「緒言」のなかで、僅かに「家老席の日誌」は発見されたが、それ以外の「他の各部局の日誌」は一切見当たらず、それらを参照できないために、南部家の歴史や盛岡藩史としての『南部史要』は完全なものではなく、史実に誤りのないように、出版部数を限って周囲の批評を得ながら、訂正や補足を加え後日を期したと述べている。「家老席雑書」だけでは南部家や盛岡藩の全体像を描くには至らないし、他の史料も踏まえて訂正や補足を行わなければ史実に近づくことができないということに、原が一〇年以上前に気づいていたことを示すものである。この言葉を讀むと、『南部史要』編纂以来、盛岡藩を対象とする研究が実は進展していないのではないかとの念を深くする。実証主義の原則や歴史研究の本質を突いたこの先達の優れた見解を、我々後進は噛みしめねばなるまい。

山本博文氏が「昨今は条件が格段に整備されているとはいえ、大名・藩について調べるためには、刊行された史料集だけでは限界がある」と述べて四半世紀が過ぎている。⁽⁸³⁾この間、研究条件は格段の進歩を遂げ

た。所蔵機関に通いつめ手書きで史料を書き写し、読めないくずし字を形の通りに必死に書き取っていたものが、いまでは遠方の所蔵機関がインターネット上で公開する史料画像を、自室のパーソナルコンピュータからみることが可能になっている。また活字・影印を問わず史料集の刊行も続き、より多くの史料を活用することもできる。

このように容易に読むことが可能になった史料ではあるが、史料集から我々に直に伝わらないこともある。丁寧に編纂された史料集には史料の形態や状態がデータとして書かれていることも多いが、研究上、直に目で見えて手で触れなければわからない情報も必要なときがある。データの文字からは原史料の冊子そのものの厚さ、文字の字体、料紙の手触りや厚み、色目はわからないし、イメージを頭の中で結ぶこともなかなか難しい。さらに、人間のすることゆえに完璧などというものはあり得ず、校正段階でも気がつかないままに、結局誤読の存在するまま史料集が世に出る、ということは多々あることで、それをもとにして立論し、結果的に誤った論を導き出した例も目にする。史料の翻刻や活字化されることの意義は否定しないし、研究を幅広く行うために多様な史料集は必要だが、その存在はまったく全能なものではない。一冊の本として個人が手軽に購入できない価格設定であることも含め、活字で翻刻された「家老席雑書」もこれら種々挙げた弱点から免れることはできない。

そして、近世の古文書の場合、その膨大さから、未刊行の史料が占める割合の方が高い。しかし、その中にも重要な史料は存在するのである。史料の活字化、デジタル化を通じ歴史を広く一般の人々の身近に、

「雑書」がない！

という掛け声は素晴らしい。しかし、史料を読み解き、解釈して歴史像を組み立てることは、一般人には困難な作業である。それゆえに、訓練を受け専門的知識を有する研究者の手を経る必要があり、それゆえに、責任も大きく、日々の研鑽が必要で、また求められることなのである。

「家老席雑書」は盛岡藩像を描く有力な史料だが、従来考えられてきた万能史料などではない。取り上げる題材によっては、「家老席雑書」のみを史料として用いても一つのパズルすら構成できない、ということもあり得る。「家老席雑書」は、過大な虚像も、過小な評価も避け、有する特徴や限界を踏まえつつ、盛岡藩の歴史事象を明らかにする主要なピースのひとつ、という認識で捉えるくらいがちょうどよい。今後、盛岡藩を研究対象とするには、活字化された『盛岡藩家老席日記 雑書』のみに安住することはできない。研究者が、「家老席雑書」を含む藩政史料の原本やマイクロフィルム、画像といった他の媒体に引き続き当たり、丹念に史実を追求する必要があるだろう。

注

(一) ここでいう大名文書は、近世の領主文書、すなわち近世の支配身分である武家や公家、寺社に残された古文書のうち、大名（または藩の組織）のもとで保存が図られてきたものを指す。大名文書は、大名の家に関わる文書で、大名家そのものに代々伝えられてきた「大名家文書」と、藩政にかかわる文書として作成、伝存してきた文書群である「藩序文書」（『藩政史料』）の両者を合わせたものである。それらはまた、藩を維持・支配するために作成した公文書としての性格をもつ文書と、大名の家そのものにかかわる記録・文書類

を含んだ私文書としての性格を持つ文書、二つの性格も併せもち、前者と後者が必ずしも明確に分けられるわけではない。このような大名文書の伝来、内容、分類など、本稿の論旨にかかわる内容について言及した主要な先行研究として、金井圓『藩政』（至文堂、一九六二年）・『藩史料の伝存と構成』（日本古文書学会編『日本古文書学論集11 近世I』吉川弘文館、一九八七年）、河内八郎『武家文書』（前同書所収）、笠谷和比古『大名家文書の史料的特質と目録編成』（国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』岩波書店、一九八八年）・『近世武家文書の研究』（法政大学出版局、一九九八年）、福田千鶴『近世領主文書の伝来と構造』（国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』下、柏書房、二〇〇三年）などが挙げられる。

- (2) 机上の古語辞典を引くと、「雑書」には「雑多なことを記した書」という意味がある（松村明・今泉忠義・守随憲治編『旺文社古語辞典』新版、旺文社、一九八一年、五三〇頁）。このような題を盛岡藩が藩政記録につけた理由は不詳。なお、本稿は、史料としての「雑書」を対象とし、その刊本である『盛岡藩雑書』（熊谷印刷出版部刊）・『盛岡藩家老席日記 雑書』（東洋書院刊）は用いない。当該史料の記載には、刊行史料を示す二重カギ括弧ではなく、通常のカギ括弧を用いる。

- (3) 残念なのは、内容的にも充実していた本展示の図録が刊行されなかったことである。しかし、一冊の図録を作り上げ刊行することは、館にとっても研究・財政・需要、また担当者への職務上の負担など、さまざまな点を考慮に入れて行うべき大きな仕事であり、館側の判断も理解し尊重する必要がある。筆者は、今後本展示の成果を存分に盛り込んだ論考が発表され、また、今回の企画展の展示内容やコンセプトなどを生かしたり、今後発行される図録に還元されたりすることを期待したい。なお、意欲的な展示が可能なのは、盛岡市や同市の教育委員会、施設の運営者であるもおか歴史文化館活性化グ

ループの理解が大きいように思われる。積極的な試みを続ける館に引き続き強力なサポートをお願いしたい。

- (4) 長谷川成一「近世前期藩政史料に関する覚書―『藩庁日記』等と『津軽家御定書』との史料学的比較検討―」（『文経論叢』第二五卷三号、一九九〇年）に言及され、筆者も概ねその指摘に賛同する。ただし、刊本で解題を執筆した盛岡市中央公民館や盛岡市教育委員会は、当該史料の性格を簡略ながらも明らかにしており、一定の紹介の任を発行者として果たしている。一方、丁寧な解題執筆の配慮を求められた校閲・校訂者は、刊行された史料集で、結局最後までこの任を果たさなかった。発行者の最低限の配慮がなければ、翻刻する史料の性格が明示されず、なぜこの史料の刊行を提起し踏み切ったのかという点が明示されない事態もありえたのである。

- (5) 細井計『『雑書』の世界―盛岡藩家老席日記を読む―』（岩手復興書店、二〇一六年）。

- (6) なお、以下特記しない限り、本文・註ともに、史料所蔵先はいずれもおりおか歴史文化館である。また、出典で記載するURLは、二〇二二年三月一日時点で閲覧、確認したものである。

- (7) 弘前藩の「弘前藩庁日記」（弘前市立弘前図書館蔵）は、「国日記」と「江戸日記」に大別されるが、前者は寛文元年（一六六一）六月三日の藩主津軽信政の初入部の日から記録が開始され、後者は寛文八年（一六六八）五月十一日の信政江戸到着に始まる（拙稿「弘前藩庁日記 解題」、弘前市立弘前図書館「おくゆかしき津軽の古典籍」<https://trc-aedac.trc.co.jp/WJ11H0/WJJSO7U/0220205100/0220205100200010/mp000038等>）。藩主の国許・江戸への出立や到着を契機に記録が開始されるという相似性を指摘しておきたい。なお、参考文献として挙げたサイトでは、筆者が「弘前大学の先生方」のひとりとされているが、筆者は弘前大学で教鞭を執ったことがなく、説明は誤りであ

り、そのような紹介をされることは大変遺憾である。ついにながら、この解題執筆の仕事は、お薦めがあつてお引き受けしたもののだが、弘前藩について良い勉強になり、窓口になった弘前大学事務局側や担当の諸先生の対応には問題がなく、思うままに執筆できたことに感謝している。しかし、当該サイト制作側の担当者の仕事ぶりは、不信と不満を高じさせるものであった。提出した原稿をおそらく紛失したものであろうか、今に至るまで掲載していない点に、執筆者をどう扱っているか、その姿勢がよく現れている。この出版事情困難な折、筆者に解題の刊行という話もあり、しがたない研究者にとつては魅力的な話で初めはうれしく思つたけれども、よく考えてみるに、そもそも当該サイトは筆者単独の執筆ではなく、充実した内容を保つ書籍とするためには、専門性を生かして執筆された筆者以外の他の執筆に当たられた先の方の協力も必要であるはずである。それを考えれば、筆者の著書として解題を出版したいという提案は、他の先生方と相談のうえで承諾を得たものなのかどうかという問題があり、この点は明瞭ではなかった。刊行について、メールでの担当者個人としての説明はあつたが、組織としての裏付けや資金面の確証がなく、結局は諸事雲をつかむような話で、説明を求めても彼の理解ばかりが繰り返し示されるばかりであつた。提案は、後々見解の相違が生じないように、担当者の思いつきや目論見という曖昧なものではなく、諸計画を詰めて、責任ある形で相手に明瞭に提示すべきであらう。そもそも、割り当てられ執筆しなければならぬ原稿もまだ執筆途中で、原稿がでそい、その出来不出来を見極めて詰め始めてもおかしくなかった話である。納得いかないことがあれば、そのような仕事に携わるべきではないように思われた。また、ご相談した関係者のお一人から筆者のこのような態度を非難されたので、かくなつた以上は仕事の継続も不可能と判断したので、出版の話をお断りし、このサイトへの執筆も一切手を引かせていただいた。一方、担当者は、

「雑書」がない！

弘前市立弘前図書館の業務を受託している組織に所属しているため、筆者は今後同館において史料も見ることには支障もあり得ると考え、覚悟を決めて、弘前藩に関わる一切の研究から足を洗うことも申し出たが、事情をよく知る関係者の方から強く慰留され、その考えは改めた。続稿がなくご不審の趣もあるかと思われるし、当該サイトを利用する機会に、拙稿へ目をとめていただいたという方もあるかと思われるので、本稿で特典として取り上げた機会に事情を説明させていただく。

(8) 星川正甫(一八〇五―一八八〇)は、初め栄蔵、茂兵衛、のち忠平という。鴨沢金石衛門の次子で、星川家を継ぎ、御使者給仕、盛岡本御蔵奉行、大槌御山奉行、黒沢尻藩奉行、金山吟味役、厨川通代官、毛馬内通代官、加番組を経て、勘定吟味役・記録方兼帯、勘定奉行、上田組代官を歴任、文久元年(一八六一)に藩士家系図の集大成である「参考諸家系図」を編纂した。このほか南部家・盛岡藩史である「公国史」三七冊、盛岡城下の地誌「盛岡砂子」などを編纂した。維新後は岩手県に出仕、明治八年(一八七五)地理編輯掛となり、「岩手県管轄地誌」(もりおか歴史文化館蔵)の編纂に当たつた(草間俊一「星川正甫」、盛岡市先人記念館編集・発行「盛岡の先人たち」一九八七年、一四二―一四三頁)。

(9) 飯倉晴武『日本史小百科(古記録)』(東京堂出版、一九九八年)六頁。

(10) 松平(上野)秀治「記録」(『日本古文書学講座 第六巻 近世編I』雄山閣出版、一九七九年)。

(11) 筆者は、最近の論文で当該史料を「盛岡藩家老席雑書」と表記している。論文で他の部局が作成した「雑書」を使うこともあり、その場合、厳密に区別する必要があるためである。所蔵するもりおか歴史文化館でも、展示する際には「盛岡藩家老席雑書」と明記している。

(12) 「御用人所雑書」元禄五年七月二七日条。盛岡藩は「家老」をしばしば「老

中」と呼称した(「公国史」官職志)。この時期の「御用人所雑書」とされるものは、嗣子南部行信付の家臣が記録したもので、史料の性格に関しては今後一考の余地があろう。

- (13) 原敬文書研究会編『原敬関係文書』別巻(日本放送出版協会、一九八九年)一〇三頁。文中の「御用之間雑書」は、後に触れる『南部史要』の「引用参考書目」では、「御用間雑書」と「之」の字を抜き記されている。

- (14) 太田孝太郎(一八八一―一九六七)は、早稲田大学卒業後、一九〇六年横浜正金銀行に入行、一九二〇年に同行を退職、帰郷して盛岡銀行支配人に就任、多くの会社の役員を経て、一九二五年に(旧)岩手日報社取締役社長、一九三二年に盛岡銀行頭取となり、一九三三年に実業界を引退したのち、それまでも行っていた印譜学や郷土史研究に専念した。『南部叢書』刊行の中心人物であり、『盛岡市史』編纂の責任者も務めた(草間俊一「太田孝太郎」、前掲『盛岡の先人たち』一四六―一四七頁)。なお、岩手放送岩手百科事典発行本部編集『新版岩手百科事典』(岩手放送株式会社、一九八八年)五五頁によれば、太田孝太郎が社長となった(旧)岩手日報社によって刊行された『岩手日報』は、現在の『岩手日報』の源流に位置づけられるが、厳密には当時の『岩手日報』は廃刊しており、その発行元である(旧)岩手日報社と、現在の『岩手日報』の発行元である岩手日報社とは会社として別組織である。

- (15) 都司嘉宣「歴史地震研究の基本知識と近年の発展」『月刊地球』第二三巻第二号、二〇〇一年。

- (16) 本稿における『南部史要』の引用は、国立国会図書館蔵の原敬寄贈本(国立国会図書館デジタルコレクション、<https://dlndi.go.jp/infondjp/pid/7634271>)による。

- (17) なお、後述する明治後期に作成された「藩史草稿」に、「家老席雑書」同様、記事内容などから、おそらく失われた文政五年の「家老席雑書」からの抜粋

ではないかと思われる部分が存在している。今後、これも後述する盛岡藩政の記録類との記述内容の比較などが必要になるだろう。

- (18) 一方、数年前、いかなる経緯で元の文書群から流失したのか不明だが、岩手大学図書館から寛文六年(一六六六)の「家老席雑書」が忽然と出現し、現在では他の「雑書」と同じもりおか歴史文化館の所蔵に帰している。

- (19) 承応二年(一六五三)は正月元日から四日まで、万治元年(一六五八)は正月元日から二日まで、寛文元年(一六六一)は二月二日から三〇日まで、寛文二年(一六七二)は正月元日から一〇日まで、元禄二年(一六八九)は正月元日から閏正月四日まで、享保七年(一七二二)は正月元日条の一部を欠く。

- (20) 記載書名とは異なるが、引用されている記事の時期と合致するため、現存する「奥瀬家日記抜書」「奥瀬家日記」に該当する可能性がある。

- (21) E・H・カー(清水幾太郎訳)『歴史とは何か』(岩波書店、一九六二年)一二頁。

- (22) 細井、前掲書一八頁の記述を挙げておく。

- (23) 「大正四年七月調製 旧記類并絵図目録」、また題簽や内題によれば「仙台境之事并御通路之次第 津軽境論 松前江諸事之次第 夷蜂起」とある。

- (24) 現在までのところ、もりおか歴史文化館が所蔵資料目録を刊行していないため、南部家の大名文書については、一般的には、前の所蔵先である盛岡市中央公民館が作成した「郷土資料目録」を参照することになる。筆者の手許にある刊本(初版一九八二年、三版一九九一年)では、「書留」は同書五七頁にある。なお、もりおか歴史文化館では、閲覧申請者の便宜を図るため、同館ホームページ上において、現行版の「史料目録」新訂第五版をPDFファイルの形で公開しており、<http://www.motirekijp/infor/download/>からダウンロードできる。

(25) 細井、前掲書、一九〇頁。

(26) 伊藤順一「文献史料に基づく、岩手火山における江戸時代の噴火活動史」(『火山』第四三巻第六号、一九九八年)中に、「盛岡藩雜書」は貞享三年の巻が欠落しているために、この活動に関連した公的な記録の原本は残されていない」とある。伊藤氏が何をもって「公的な記録」と位置付けているのかを詳らかにできないが、「家老席雜書」のみを公的な記録として定義するなら、それは誤解を招きかねない誤りで、藩政史料中には「家老席雜書」以外にも藩の役所が作成した「公的な記録」も存在する。伊藤氏のような書き方では、盛岡藩政史料の価値に誤解を生じさせかねない。

(27) 伊藤氏は、右記論文中、「噴火記事の信憑性を吟味する上で、以下の点に注意を払った。a) 噴火記事が掲載されている古記録の解題(文書の由来・著者・成立時期)を調査し、古記録が一次史料およびそれに類した史料(原著物・あるいはその写し)であるのか、それとも事件の後に編纂された二次史料であるのかを明確にする」とともに、その古記録に対する歴史学者の評価を参考にした。b) 噴火記事を丁寧に読むことで、記述が著者自身の実体験や観察事実に基づくものか否かを判断し、著者の実体験に基づかない記録の場合は、その原典が公的な記録(実見報告書、あるいは行政上の書類)に基づくものか、それとも出所不明の伝聞の記載かを明確にした」と述べている。歴史資料についての評価基準を見ていると、それなりに選択に注意を払っているようだが、「御記録」の存在を知らなかったのか、軽んじてしまった故か、あるいは歴史学者(細井計氏だと当該論文に明記されている)の助言が影響したのか、結果的に藩政史料の博搜が今ひとつで、導かれた結果も不十分なものになったということになる。

(28) 「大源院様」とは、当時の藩主南部重信の院殿号である(御系譜 従重信公至信恩公)。

「雜書」がない！

(29) 盛岡藩が幕府に提出した「国絵図」や、藩政記録類でも、当時の史料は岩手山のことをもっぱら「岩鷲山」と記している。

(30) 辞書を引くと、山が「焼」けるといいうのは文字通り山火事のことだが、記事内容から見て火事ではなく噴火状況を示すものと思われる。

(31) 現岩手県滝沢市湯舟沢角掛神社付近か。

(32) 八葉というのは、山岳信仰が盛んだった高野山や富士山の例から見ると、胎藏界曼荼羅の八葉蓮華(はちようのれんげ)や八葉九尊(はちようくそん)になぞらえて呼ばれたもので、仏がいると考えられた山の峰々を蓮の花の八つの花弁になぞらえて指すようである(大槻文彦『新編大言海』富山房、一九八二年、一六三八頁、および日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編集『日本国語大辞典第二版』第十巻、小学館、二〇〇一年、一一八九・一一九〇頁)。

(33) 阿部正武と南部家、盛岡藩の関係については、拙稿「取次」・「後見」・「御頼」・「懇意」―盛岡南部家の事例から―(『弘前大学國史研究』一〇八、二〇〇〇年)を参照されたい。

(34) 幕府のこのような姿勢については、松尾美恵子「富士山噴火と浅間山噴火」(大石学編『日本の時代史16 享保改革と社会変容』吉川弘文館、二〇〇三年)、および拙稿「災害と幕藩権力・民衆―盛岡藩領における津波災害を例に―」(幕藩研究会編『論集 近世国家と幕府・藩』岩田書院、二〇一九年)を参照されたい。

(35) 二〇二一年一二月に、東京大学の史料編纂所、地震研究所、地震火山史料連携研究機構が協力して構築した「地震史料集テキストデータベース」(<https://materials.utkozisin.org/>)が公開された。明治時代以来、わが国で編纂・公開されてきた地震史料集『増訂大日本地震史料』『日本地震史料』『新収日本地震史料』『日本の歴史地震史料拾遺』に収録された前近代の地震や火山噴火に

関する諸史料を、史料集の画像データとテキストデータで読むことができるようになり、災害史研究への今後の活用が期待される。ただ、既存の地震史料集のデータベース化であるため、本稿で取り上げた貞享三年の岩手山噴火に関する藩政史料は登録されていない。現在に残されている近世史料は膨大なものであり、そのなかから新たな内容の史料が発掘される可能性も十分ありうる。さらに、OCRによって判読されたテキストデータには、走り読みではあるが大きな誤判読も垣間見られ、完全なものであるとはいえない。未校訂の部分については、史料集の画像を公開しているためそれで十分という考えもあるかもしれないが、閲覧したすべての人が史料集の画像に目を通してくれるとは限らない。そして、古い地震史料集の採録史料が現在どこに所蔵されているのか、現存しているのかどうか、校訂が可能なかどうか、テキストデータに反映できるのかといった問題が生じてくる。確認可能な史料については原本所蔵者・機関の協力も得て校訂を行ったり、史料集刊行後の新出史料を採録したりするなど、データベースの内容そのものに関する改善が必要であろうし、今後のわが国における災害対策を講じるためにも、過去の被災状況を伝える史料は必要不可欠であると考えられるため、調査研究体制を充実させ、校訂・校閲等に歴史研究者の活用を考えるなどの施策をとって、より完全な内容のデータベースに近づけることが必要ではないか。

(36) 森ノブ「南部藩雜書について―特に馬買を中心として―」(『岩手史学研究』七〇、一九八七年)。

(37) 以前、それらの史料によって、この経過に関する論文を執筆した。上・下で章の番号にズレが生じるなど問題があるが(分載された際、粗忽なこと)、章の番号を筆者が打ち間違えたのである)、詳細はそちらを参照されたい(拙稿「盛岡・八戸両藩の分立―経緯の再検討と考察―(上)・(下)」『弘前大学國史研究』一二二・一二二、二〇〇六・二〇〇七年)。なお、今回の執筆に当

たり、八戸市史編纂委員会編集『新編八戸市史 通史編Ⅱ 近世』(八戸市、二〇一三年)に目を通した。同書の両藩分立に関する記述(前掲書二〇頁、熊谷隆次氏執筆)は、重信の八万石拝領を「跡目」相続とは考えず「しん儀ニ御とりたて」られたと思う、一生懸命幕府に奉公するように命じられたものとしており、筆者独自の視点というより、右記拙稿(下)の趣旨と同一のようだ。しかし、この記述は「江戸幕府日記」の内容を紹介するという形をとり、拙稿は卷末の参考文献等で言及されていない。出典等を明記しないのは失念した可能性もあるし、さる論文で、参考文献として挙げた論文を編集者が勝手にカットして字数を変えないように条件を付けられるということを筆者も経験したことがあり、その後たいへんな災厄を蒙ったこともあるから、もしかすると『新編八戸市史』においては、拙稿が編集子によってカットされるという扱いを受けただけ、ということなのかもしれない。ただし、ことは藩の成立にかかわる論の主旨をなす部分についての記述である。「江戸幕府日記」の記述を用いてこの事実と言及したのは、同書刊行までは前掲の拙稿と後述の『青森県史』の解説のみであり、その点に言及すらないのは先行研究の軽視であろう。この箇所と同書が両藩分立の記載に関する参考文献として挙げているのは、兼平賢治「南部騒動 新史料から暴君重直像を読み直す」(福田千鶴編『新編御家騒動』上、新人物往来社、二〇〇七年)で、そこではこの申し渡しを、重信に謙虚な気持ちを持つよう諭すものだったとみなし、幕府から命じられたものとはしていない。つまり、兼平論文は、『新編八戸市史』と分立裁定に対する見方が大きく異なるのである。拙稿の発表年や記載内容からみて、『新編八戸市史』の記載は執筆者熊谷氏の独自見解である可能性は低く、拙稿の内容が参考にされた可能性があるが、参考文献として兼平氏の論考のみを挙げたのにはなにか事情があるのだろうか。筆者はこれを甚だ遺憾に思う。一方、同書では、同じ頁で分立裁定について、重信が兄の遺

領と盛岡南部家の家督を相続し、直房は新規に二万石の大名として取り立てられることになったという、直前の記述と矛盾した記載もある。恐らく矛盾を生じていることに執筆者は気がついていないのであろう。拙稿でも記したが、当時から申し渡し内容と矛盾する見方も幕府・盛岡藩双方に存在していた。申し渡し内容からみて、重信は通常の家督相続、直房は新知拝領などという都合のよい解釈は成立しない。

(38) 「御凶事」一、寛文四年九月一七日条。

- (39) 寛文四年二月六日の幕府の申し渡しについて、「柳営日次記」(国立公文書館蔵)の同日条や、江戸時代に当主が老中を度々務めた大河内松平家が職務の必要上から作成し、現在豊橋市美術館に寄託されている「江戸幕府日記(大河内家本)」の同日条(初出は前掲拙稿「盛岡・八戸両藩の分立―経緯の再検討と考察―(下)」)。青森県史編さん近世部会編集『青森県史』資料編近世5、青森県、二〇一一年、一三頁にも収録)によって裁定の趣旨をみると、「養子願を年来言上していた重直の願いについて、幕府から仰せ付けられるべきところ、ことに及ばないうちに死去に至った。重直に二人の弟がいることが將軍の耳に入り、兩人とも幸い同姓の弟であるので、重直の遺領一〇万石の内、八万石を重信、二万石を直房に分け下される」というものである。この申し渡しからも明らかに、幕府が重直の遺領を分割し、二人の弟にそれぞれ与えたのだが、遺領は被相続人の願い出どおり相続人へ相違なく相続されてはいないし、被相続人から分知を願い出た配当が行われたわけでもない。つまり相続の要件を満たしていないのである。詳細は、前掲拙稿「盛岡・八戸両藩の分立―経緯の再検討と考察―(下)」を参照されたい。
- (40) 細井計「盛岡藩政史研究の三つの課題」(同編『東北史を読み直す』吉川弘文館、二〇〇六年)、兼平、前掲「南部騒動 新史料から暴君重直像を読み直す」、同「南部騒動と家網政権」(『近世武家社会の形成と展開』吉川弘文館、

「雑書」がない！

二〇二〇年)。細井・兼平説では、重信は通常の家督相続、直房は新知拝領とする。彼らは自説を問題への新たな見解を示したものとするが、過程に関する部分はともかく、彼らが批判した二次史料である「祐清私記」の記述(同書乾「南部阿家盛岡八戸ト分ル事」)などに述べられたことと結局は同じ結論に達しているに過ぎない。この時期の老中の申し渡しは口頭でなされ、後の時代のように幕府から申渡書付が伝達されるわけではないことから(日本歴史学会編『概説古文書学 近世編』吉川弘文館、一九八九年、三三・三四頁)、内容の正確性と保証面で後代より劣ることは否めない。さらに「跡式」「跡目」という語に複数の語義がある。これらの点が申し渡し内容の解釈を難しくしている面もあるだろう。引用史料にみえる「跡式」という語は、先代の家督・財産を相続すること、ないしはその家督や財産そのものをさすが、ここでの「御跡式」は、後にみる書状の抄録に示された「跡目」(なお「跡式」「跡目」の語釈等は、日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編集『日本国語大辞典 第二版』第一巻、小学館、二〇〇〇年、四四五・四五二頁を参照されたい)と同様、文脈上重直の遺領の配分について言及する中で用いられており、重直の遺領を意味し、書状抄録の内容も踏まえれば、南部家の家督に対する言及がそこにあることは明らかである。もし家督が含まれているのであれば、重信・直房を新規取り立てと位置づけた申し渡しは意味をなさない。幕府記録やそれを元に遺領のうしろを「給ふ」「賜はり」と、重信・直房の取り立てを、南部家の他の死去や致仕による相続と明確に異なる記載を採った「御実紀」(いわゆる『徳川実紀』『寛政重修諸家譜』などの趣旨も踏まえれば、故重直の弟である重信・直房兩人の存在が見いだされ取り立てられ、遺領を分けられたわけで、両者が領知高の差違こそあれ、重直の遺領を与えられる対象としては同じ立場で扱われており、細井・兼平説、さらには先述の『新編八戸市史』のような、重信は通常の家督相続、直房は

新知拝領といった都合の良い使い分けは成立し得ない。なお、拙稿「盛岡・八戸両藩の分立―経緯の再検討と考察―（上）（下）」も参照されたい。

（41）筆者の主張の詳細は、前掲「盛岡・八戸両藩の分立―経緯の再検討と考察―」を参照されたい。なおこの問題をめぐり、筆者が前掲「青森県史」資料編近

世4、第一章の解説で述べた論に対し、「山城守跡目と不存、しん儀二御とりたて被 召仕候と存、随分御奉公可申上由被 仰渡候由之為御知也」とあるうちの「存」の意味を解していないとの異論が細井氏から示されている（細井、前掲「盛岡藩政史研究の三つの課題」）。兼平氏も細井氏の論をうけつぎ、これを重信に対する思い、訓戒として理解しているようである。しかし、彼らの史料解釈には大きな疑問がある。引用史料を読めばわかるように、重信の言及は「……と思わず、……と考えずに……せよと仰せ渡された」とのお報せである」と解するべきもので、將軍の權威を背負った老中が、公式の場で幕命として申し渡した内容を重信が姉に伝えた内容である。旧稿（盛岡・八戸両藩の分立―経緯の再検討と考察―（下））、および「近世大名南部家が向き合った『歴史』―歴史の捉え方とアーカイブズ政策展開の側面から―」（『弘前大学國史研究』一四〇、二〇一六年）でも明らかにしたように、分立が完了するに至る前後の動きは、幕府（老中）が強く関与し、主導する形になっており、さらに藩主としての重信の意識や動向もこの申し渡しによって動いていく。分立は將軍の權威のもと、幕府の主導・指示・承認により行われたものであり、その当事者である重信にとっては非常に重い、彼の以後の行動を規制する強制力を持った「被 仰渡」である。訓戒とか、個人的な見解とか、単なる「思い」と老中による幕命の申し渡しを解釈する細井・兼平両氏の主張は、「存」で史料の解釈を止めたための理解とみられ、関係史料の読解が不十分である。ところで、細井氏の論文において、史料に含まれる「存」という言葉について、筆者の解釈を誤りとし拙稿を切

り捨てたが、その理由の説明は、論理性・具体性を全く欠くもので、解釈の奈辺が誤りなのか、具体的、かつ明確に説明できておらず、考慮に値しない。一方、兼平氏は前掲「南部騒動と家綱政権」において拙稿の批判を行う中で、自説と拙稿の説の可否を読者の判断に仰ぐと述べるが、判断を仰ぐ「読者」という層について明確に規定していない。その「読者」は双方に公平な立場を採る者ばかりとは限るまい。兼平氏の論考だけを読み、拙稿の検討をなおざりにすることも、またその逆もあり得ることである。加えて、「読者」はこの問題の考察に必要な史料に理解を欠いたり、当時の武家相統法、幕藩関係、盛岡藩の事情などの専門的知識に通じていなかったりといった状況であろう。そのような状況が想定される下で、自説の可否を「読者」に委ねるという安易な主張に与するつもりはない。

（42）「雑書」刊行の責任校閲者である細井計氏は、地方文書こそが本当の歴史の姿を伝えるものと主張し、「為政者の残した史料」を研究に用いることを強く戒めている（『岩手日報』一九九九年二月二五日付朝刊二面「人 奥州道中」増補行程記）を編集した 細井計さん）。つとに論じられているように、近世文書は多様かつ複雑で、身分・職能に応じた史料群が存在しており（北原進「総説」、「日本古文書学講座 第七巻 近世Ⅱ」雄山閣出版、一九七九年）、その史料群それぞれが特色ある史料であろう。その特色を踏まえつつ、研究者がその調査研究の目的に応じ、広く史料を収集し、史料批判を行い、史実の探求が可能なものを見いだすことが重要ではないか。研究者として、史料批判で内容を云云する以前に、作成主体のみで史料に優劣を付けるという、かような偏見をとるべきではない。

（43）飯倉、前掲書一〇（一一）頁。

（44）松平、前掲「記録」、福田、前掲「近世領主文書の伝来と構造」。なお「御用格」は弘前市・弘前市教育委員会が長谷川成一氏の校訂を得て一九九一年か

ら二〇〇二年にかけて、また「国典類抄」は秋田県立秋田図書館編、秋田県教育委員会発行で一九七八年から一九八八年にかけて、「部分御旧記」は『熊本県史料』近世編第一―第三（熊本県、一九六五年）としてそれぞれ刊行されている。「国典類抄」は、翻刻刊行本の画像データが秋田県公文書館によって公開され、広く参照の便が図られており、高く評価すべきことである（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/24971>）。

- (45) 相田二郎「江戸時代に於ける古文書の探訪と編纂」（史学会編纂『本邦史学史論叢』下、富山房、一九三九年）、日光東照宮社務所編纂兼発行『徳川吉宗公伝』（一九六二年）二八〇―二八一頁、大石学『徳川吉宗 国家再建に挑んだ将軍』（教育出版、二〇〇一年）一四一―一九〇頁。

- (46) 利根の藩政改革とアーカイブズ政策は、前掲「近世大名南部家が向き合った『歴史』―歴史の捉え方とアーカイブズ政策展開の側面から―」において論じたので参照されたい。

- (47) ブリュノ・ガラン（大沼太兵衛訳）『アーカイヴズ 記録の保存・管理の歴史と実践』（白水社、二〇二二年）七―九頁。

- (48) ヨーロッパの事例では、アーカイブズの成立は一二世紀の西洋世界の立て直し、一三世紀のヨーロッパにおける強力な諸王国の確立に求められるという（前同書、二〇頁）。

- (49) 「記録を残す意味」について、江戸時代のそれと現在とは少し意味が違うかもしれないが、現在の「記録を残すこと」の意味について、政治家の立場から福田康夫元首相が語った内容は、現代に生きる我々が「記録を残すこと」に努めると得られること、また、歴史を確かな史料に基づいて跡付けることの大事さについて、傾聴に値する、深く重い発言であるように思われる（The Asahi Shimbun GLOBE +「二〇一七年九月七日付記事」<https://globe.asahi.com/article/1534844>）「公文書を問う 元首相が驚く」記録は民主主義の原

「雑書」がないー

点 改竄するなんて」福田康夫氏「政府に責任」「公文書を問う 記録さえあれば 福田康夫元首相」（『朝日新聞』朝刊一三版、二〇一八年六月九日付、一面・三五面）。

- (50) 「歴代御記録」（工藤利悦「盛岡市文化財シリーズ 第三八集 盛岡藩歴史史料ガイド」盛岡市教育委員会、二〇〇二年）。

- (51) 閲覧マナーを守るのは当然として、筆者も文化財に対してそれを行ったことを仄聞し、また傍らで実見し厳しく注意したことがあるが、事務仕事よろしく糊付付箋を史料そのものに貼ろうとしたり、冊子の綴じ紐を所蔵機関に許可を得ず切ろうとしたりといったトラブルを引き起こさないようにする、ということとは、所蔵先の善意に応える至極当然のことだろう。

- (52) 日本史広辞典編集委員会編『日本史広辞典』（山川出版社、一九九七年）一一二―一三頁、日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編集『日本国語大辞典 第二版』第七卷（小学館、二〇〇一年）四七〇頁。

- (53) 大友一雄「アーカイブズを理解する―史料の構造論の展開―」（国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』下巻、柏書房、二〇〇三年）。

- (54) 「淡路丸御判物并御内書・御官位帳」。

- (55) 「御書物御判帳」。当該史料によれば、作成後、安政三年（一八五七）・明治三年（一八七〇）に確認作業が実施されている。

- (56) 「原書并翻訳術書御判帳」。

- (57) 盛岡藩廃藩は、他藩より早い明治三年（一八七〇）七月十日である（『太政類典 第一編』自慶応三年至明治四年七月第六十二巻 地方・行政区一「国立公文書館蔵、<https://www.digitalarchives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?KEYWORD=&LANG=detail&BID=F000000000000000187&ID=M0000000000000830777&TYPE=&NO=>」）。

- (58) 明治以降も、盛岡における記録に「雑書」という名称を維持しているのは、

南部家の家職が藩政記録との継続性を意識したものともとれる。近年南部家からもりおか歴史文化館に寄贈されたこれらの史料については、盛岡市の岩手県立美術館で二〇二二年二月二十四日に行われた、もりおか歴史文化館学芸員の福島西氏の講演「近代の南部家と文化芸術―南部利祥・利淳兄弟を中心に―」で、初めて公に内容の一部が紹介された。

- (59) 「平民宰相」として知られる原敬（一八五六―一九二二）だが、盛岡藩士の中でも御新九御番頭という高い家格をもつ家のお出である。また、彼の祖父直記芳隆は藩主利用・利済の側近に仕え、御側頭、さらに嘉永六年（一八五三）に短期間ながら家老職もつとめた。原自身は官僚の頂点である外務次官に上り詰め、その後大阪毎日新聞社社長に転じ、さらに政界入りして明治三三年（一九〇〇）に結党された立憲政友会の幹事長、さらに同年には通信大臣、明治三五年には盛岡市選挙区選出の衆議院議員に選出されている。さらに、原は、旧南部家家臣中の有力者として、旧主家の相談役、家政の最高顧問を務めるようになっていた（千葉優「原敬と華族―南部家との関係を中心に―」『弘前大学国史研究』一一五、二〇〇三年）。

- (60) 明治維新以前の原家と南部家の関わりに関する言及は、戦前に著された前田蓮山『原敬伝』上巻（高山書院、一九四三年）が祖述とされているようである。偶々筆者の書架にある山本四郎氏や伊藤之雄氏といった原を研究対象としている近代史の専門家が著した原の評伝（山本『原敬 政党政治のあけぼの』清水書院、一九八四年、一六頁、および伊藤『真実の原敬 維新を超えた宰相』講談社、二〇二〇年、二四頁）における言及も、前田の著書と比較すると大凡それに則っているように見うけられる。前田の叙述が藩政史料を参照しているか、その記述から明らかにできない。江戸時代研究者の目から見ると、現在のように史料が公開されている状況では、もりおか歴史文化館や岩手県立図書館で藩政に関する史料を閲覧したうえで言及したほうが実証

としてよいのではないか。この問題については、不十分な点もあるかもしれないが、前掲千葉優論文がいまのところ最も詳細な分析を行っているようにみえる。なお、インターネット上の百科事典「ウィキペディア」の「原敬」の項にある参考文献に当該論文が用いられているが、そこでは著者名が千葉勝となっている。しかし、該当論文の著者名を見ると千葉優が正しい。これは、論文が掲載されている「弘前大学学術情報リポジトリ」(https://hirosaki.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1347&item_no=1&page_id=13&block_id=33)のタイプミスから生じたものであろう。「ウィキペディア」の筆者が本文まで確認せず記載したものだと思われる。典拠は可能な限り文献本体に当たって確認したいものである。

- (61) 「原敬日記」明治三六年三月一日条（原奎一郎編『原敬日記』第二巻、福村出版、一九六五年、五三頁）。
- (62) 「南部史要」緒言（前掲『南部史要』所収）。
- (63) 「南部藩史編纂概況」（前掲『原敬関係文書』別巻、八三頁）。
- (64) 「藩史編纂所日記」（前掲『原敬関係文書』別巻、九三頁）。
- (65) 「明治三十九年雑書 一月ヨリ十二月ニ至ル」（もりおか歴史文化館蔵 同日条）。
- (66) 「南部史要」凡例（前掲『南部史要』一頁）。
- (67) 「南部藩史編纂概況」（前掲『原敬関係文書』別巻、八三頁）。
- (68) 「藩史編纂所日記」（前掲『原敬関係文書』別巻、九三頁）、および「南部藩史編纂概況」（前掲『原敬関係文書』別巻、八三頁）。
- (69) 「原敬日記」明治四〇年八月一九日条（前掲『原敬日記』第二巻、二五五頁）。
- (70) 谷河尚忠（一八三四―一九一八）は自由民権運動の闘士で、その後衆議院議員や高知県知事も務めた人物である。その経歴については、前掲『盛岡の先人たち』三六・三七頁（菊池義尚氏稿）を参照されたい。

(71) 前同「原敬日記」明治四〇年八月一九日条、および「藩史編纂所日記」明治四〇年七月・八月条（前掲『原敬関係文書』別巻、九五頁）。

(72) 「藩史編纂所日記」明治四〇年八月条（前掲『原敬関係文書』別巻、九五頁）。谷河はこれに不満を持ったのであろうか、編纂史料を勝手に用い、「編纂所にて調べ自分が藩史として書かうと思ひしやうな事を少し文章をかへ引延ばし、歴代順を追ふて記載する」「南部侯の歴代についての一家言」という記事を『岩手日報』紙上に連載し始め（明治四二年一月二六日付原敬宛菊池悟郎書翰、原敬文書研究会編『原敬関係文書』第一巻・書翰篇一、日本放送出版協会、一九八四年、四九五～四九六頁）、それを編纂所にある材料を用いて執筆する有様で（明治四二年一月二六日付原敬宛菊池悟郎書翰、前掲『原敬関係文書』第一巻・書翰篇一、四九六頁）、やがて他の編纂委員から連載中止の厳談をうけ、「方々から勧告されし結果」、執筆の継続を断念するに至る。（明治四三年一月七日・同一六日付原宛堀内政定書翰、同上編『原敬関係文書』第三巻・書翰篇三、日本放送出版協会、一九八五年、一九八～二〇〇頁、および、明治四三年一月二四日付原敬宛菊池悟郎書翰、前掲『原敬関係文書』第一巻・書翰篇一、四九七頁）。なお、「南部侯の歴代についての一家言」は、初代光行から近世初頭の信直に至る記事のスクラップが岩手県立図書館蔵の新渡戸文庫にある（請求番号 新二一・四一一〇）。

(73) 福田、前掲「近世領主文書の伝来と構造」。

(74) 岩手県議会図書室史料部一ノ倉則文編輯『岩手県議会図書室史料部郷土史料目録』（岩手県議会事務局、一九五一年）。

(75) ガランによれば、「同出所資料群の尊重」の原則は、同一の資料群の作成者（本稿の場合においては、大名文書を形成した盛岡藩・南部家ということになる）に由来する文書群は他の文書群と混ぜないという「出所原則」が基本となる（ガラン、前掲書、五六・五七頁）。太田所蔵の文書コレクション（つま

り、太田個人が自らの興味にもとづいて蒐集した文書的人為的集合体）と大名文書を混合させたわけで、そのことが惜しまれる。

(76) 河北新報社編集局学芸部編『東北の文庫と稀覯本』（無明舎出版、一九八七年）四六・四七頁。

(77) 例えば松代藩の一八〇〇冊に及ぶ公務日記類は、藩の各役職・部局ごとに残され、それぞれに關係した内容が記録される（松平、前掲「記録」）。それに比べれば、盛岡藩の藩政記録類は、残された範囲が限定されている。

(78) 岩手県立図書館に寺社町奉行所の記録とみられる「寺社町奉行留」が一冊残されている程度である。

(79) 「史料」をどのように定義づけるかを考える上では、例えば、今井登志喜『歴史学研究法』（財団法人東京大学出版会、一九五三年）、堀米庸三『現代歴史学入門』（有斐閣、一九六五年）、林屋辰三郎編『日本史研究序説』（創元社、一九六五年）、弓削達『歴史学とはどういう学問か―歴史学における理論と実証―』（歴史科学協議会編『歴史科学への道』上 校倉書房、一九七六年）、『岩波講座 日本通史 別巻3 史料論』（岩波書店、一九九五年）、杉山正明「史料とは何か」（『岩波講座 世界歴史1 世界史へのアプローチ』岩波書店、一九九八年）、樺山紘一責任編集『歴史学事典 第六巻 歴史学の方法』弘文堂、一九九八年）、京都造形芸術大学編『古文書を読む』（飛鳥企画、二〇〇二年）、望田幸男・芝井敬司・末川清『新しい史学概論（新版）』（昭和堂、二〇〇二年）、佐々木隆『歴史史料とは何か』（国立国会図書館電子展示会「史料に見る日本の近代 開国から戦後政治までの軌跡」所収コラム、二〇〇六年、<https://www.ndl.go.jp/modern/guidance/whats01.html>）、福井憲彦『岩波テキストブックα 歴史学入門』（岩波書店、二〇〇六年）、山本博文『日本史の一級史料』（光文社、二〇〇六年）などが参考になるだろう。

(80) 現存する「覚書（家老席覚書）」の記載期間は天保元年（一八三〇）と天保一

「雑書」がない！

二年から明治三年（一八七〇）にかけてで、天保二二年七月から二月迄、嘉永二年（一八四九）正月から四月迄、嘉永四年（一八五二）正月から四月迄、嘉永五年正月から四月迄、文久二年（一八六二）正月から六月迄の分が欠落しており、現存が確認されるのは六三冊である。史料形態は冊子体で、「家老席雑書」と異なり横帳である。表紙に打ち付け書きで外題と記載期間が記される。また、各年の正月元日の最初の項には、藩執政の氏名が列記され、毎月朔日の項には、日付・天候の次に「御用番」として、その月ごとの月番家老名が苗字抜きで記される。記載内容は、幕藩間交渉、法令、諸行事、役職の任免、藩士の願書・伺書とその決裁など、家老のその日の執務における決裁・承認、申し渡し事項となる。「覚書」には、大島晃一・鈴木幸彦両氏による詳細な解題「盛岡藩「覚書」——解題と史料紹介——」（『岩手県立博物館研究紀要』一、一九八三年）と、それに依拠した鈴木宏氏による解題「『覚書』について」（『岩手県立博物館編集『盛岡藩「覚書」・文政十三年』財団法人岩手県文化振興事業団、一九九三年）があり、ここでも参照した。

(81) その代表例である「弘前藩庁日記」は、「国日記」が寛文元年（一六六一）から元治元年（一八六四）にかけて、「江戸日記」は寛文八年（一六六八）から慶応四年（一八六八）にかけて記録され、現在、合計四五二五冊（『国日記』三二九七冊、「江戸日記」二二一八冊）が残存している。「弘前藩庁日記」は藩の記録を管掌する部署「御日記方」によって記録された。記録の目的は、藩政執行上必要な先例を参照するためだと考えられている。弘前藩では各役所・分掌ごとに記録が取られ、その記載内容が日々御日記方に集められる。それを御日記方が編集し、日記の体裁にしたものが「弘前藩庁日記」である。つまり、「弘前藩庁日記」も元の記録（一次史料）をもとに編集された二次史料となる。一方、各部署で取り扱う事項が膨大なものとなり、御日記方自体も「弘前藩庁日記」以外の記録に関する業務が増え、繁忙になると、「弘前藩

庁日記」の編集作業が困難となり、記事の省略や清書が滞った（千葉、前掲「弘前藩庁日記 解題」）。

(82) 河内、前掲「武家文書」、長谷川成一「藩政史料における文書記録」（『日本歴史』四六〇、一九八六年）、および千葉、前掲「弘前藩庁日記 解題」。

(83) ただし、「弘前藩庁日記」の事例のように藩政の各部署から広く集めたわけではなく、ごく限られた部署の範囲にとどまる。

(84) 山本博文「徳川將軍家・大名家関係史料の調べ方」（『江戸時代を「探検」する』株式会社文藝春秋、一九九六年、二四〇頁）。

【後記】本稿の元になった講演原稿執筆に際しては、講演を企画したもりおか歴史文化館、盛岡市中央公民館の皆様が大変お世話になった。特に、もりおか歴史文化館の講演に当たって、企画展「雑書の世界」を担当された学芸員の熊谷博史氏と講演内容を共に検討し、また展示内容も参照する機会を得て、ご助言とご教示を賜り、講演を充実した内容とすることができた。心より感謝を申し上げる。